

合七百貳枚十匁 但此分銅吹申時ノゆりさき

内 三十三枚者 京判ニ相極在之分

ノ六百七十壹枚八兩二匁九分四リ竹あらし有金

此内 貳拾六兩二匁七分七リ 吹出し多し

右之竹あらし市正様御奉行衆相對仕如此也以上

慶長拾七年

後藤長乘

二月廿五日

同 乘訓

同 良安

同 乘以

多半左衛門殿

河覺左衛門殿

高猪右衛門殿

請取申金子之事

地金合貳拾九貫六百九拾六匁五分

此判四百五拾九枚八兩貳歩ニ金六分不足

又判拾枚四兩銀六匁二分 あしる代銀五ノ

右ノ京判

合四百七拾枚貳兩貳歩也

又判三拾三枚者 古判ニて請取申候

惣合判五百三枚貳兩貳歩

右金子後藤長乘ニて京判ニ相極め急度御運上可仕候以上

慶長十七年二月廿五日

深こ 庄右衛門

糸や

九郎右衛門

多羅尾半左衛門殿

河村覺左衛門殿

高野瀬猪右衛門殿

大村多兵衛殿

〔後藤家記録〕 二

(表紙)

慶長拾四年同十五年

金子分銅吹破判金ニ究申帳

(附箋)

「是はきりまらさるいらぬ長也」

御分銅判金ニ仕候覺

申 慶長十三年十月八日

一貳千枚吹

壹ツ

内

五拾貳枚

まへの不足書付有

百六拾七枚

のやき吹るり
のべるり

西 残る千七百八拾壹枚ニ成申候、御城にて究申候也、

慶長十四年十月廿日

一千枚吹

壹ツ

内

慶長十三年改鑄

同十四年同上

拾五枚

まへの不足書付有

八拾壹枚五兩貳匁

のやきのるり
吹へりのべるり

殘判金ニ

九百三枚四兩貳匁八分ニ成申候、御城にて究申候也、

西 慶長十四年三月八日

一貳千枚吹

書付あり

壹ツ

内

五拾七枚壹匁

まへ分銅御吹被成候時より竹あらしニ仕候までノるり

竹あらしニ

千九百四拾三枚ニ金壹匁不足

内

貳百九十七枚八兩判金ニウへ申入目ノるり

判金千六百四拾五枚貳兩

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月

但壹枚ニ付五十貳匁一分ウヘニ、京大坂商人衆へ聞合候て賣申候故、ためしやきハ無御座候、

慶長十四年三月八日

一千枚吹 書付あり

壹ツ

内

三拾壹枚九兩四匁貳分 竹ありし仕候るり

竹ありしニ

九百六拾八枚貳步

内

百四拾八枚三兩貳步 判金ニウヘ申入目ニるり

判金八百拾九枚六兩貳匁六分

但壹枚ニ付五十貳匁壹分カヘニ、京大坂商人衆へ聞合候て賣申候故、ためしやきハ無御座候、

慶長十四年五月十七日

一貳千枚吹

壹ツ

内

五枚者

貳拾六枚

竹ありしニ

千九百六拾九枚

此貫目八拾七貫卅目

内

四拾貫目ハウリ

判金七百六拾七枚七兩貳步

但京大坂商人衆へ聞合候て賣申候、ためしやき無御座候、

殘る金四拾七貫三拾目 是より判ニ仕候、

此判九百四拾壹枚四兩四分

二口判合千七百九拾壹兩貳步四分

右貳千枚吹之内半分判ニ成申候分ノためノ覺

地金四百貳十五匁九ふん

内

五拾貳匁九分 のやきのゑり

残る三百七拾三匁 有之

又金貳匁八ふん五リ しるまゐるの代金

二口合三百七十五匁八分五リ

此出来判

八枚五兩九分五リ

右地金判金壹枚ニ付四拾九匁九分七リウヘ

慶長十四年

酉八月廿五日

慶長十四年六月廿二日

一貳千枚吹 御分銅ニ書付ま 壹ツ

内

四拾壹枚壹兩一匁四分 まへの分銅御吹被成候時より竹あかし

ニ仕候までのゑり

竹あかしニ

千九百五拾八枚八兩三匁

此貫目ニノ八拾六貫四百八十貳匁

内

四拾貫目 うり

判金七百六拾七枚七兩貳歩

但是ハ京大坂商人衆ニ聞合うり申候故、ためしやき無御座候、

残る四拾六貫四百八拾貳匁 是より判ニ成申候、

此判九百八拾七枚六兩六分四リ

二口 合千七百五拾五枚三兩貳歩六分四リ

右貳千枚之内半分京判ニ成申ためしの覺

地金貳百九拾六匁壹分四厘

内 拾七匁 のべやきノへり

貳匁九分四リ 吹べりのへり

残る貳百七拾七匁貳分

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月

又金九ふん四リ 但し不ある代金
合貳百七拾八匁一分五リ
此出來判

六枚貳兩三步七分六リ

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ四拾七匁六リ五毛ウヘニ當

慶長十四年

酉八月廿五日

慶長十四年九月廿一日

一貳千枚吹 一ノ竹あうし

壹ツ

内

三拾五枚六兩壹匁四分 まへ分銅御吹被成候時ふ竹あうしまて

のるり

竹あうしニ

千九百六拾四枚三兩貳匁九分

内百九拾七枚五兩三匁三分 判金ニ成申へり

判金千七百六拾六枚七兩四匁

又拾枚三匁四分 し不ある代金

合千七百七十六枚八兩三匁

右貳千枚吹のためし

慶長十四年九月廿六日

地金三百四拾四匁

内三拾三匁 のやきのへり

壹匁六分 吹べりのべるり

殘正味三百九匁四ふん

此出來判七枚也

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ四拾九匁一分四リ三毛ウヘニ當

此外ニ

し不あるノ銀拾九匁八分在之

但京判壹枚ニ銀貳匁八分三リツ、

慶長十四年九月廿二日

一貳千枚吹

御分銅ニ書付ナシ

壹ツ

丙 貳拾七枚六兩壹匁六分 まで分銅御吹被成候時より竹あらし仕

までノ廻リ

竹あらしニソ

千九百七拾貳枚三兩貳匁七ふん

丙 百八拾八枚貳匁七ふん判金ニ成申ヘリ

判金千七百八拾四枚三兩

又判九枚七兩三步 一不たるの代金

合千七百九十四枚三步也、

右貳千枚吹ノためノ覺

慶長十四年九月廿六日

地金三百四拾貳匁

丙 三拾壹匁五ふん

のやきノヘリ

壹匁壹ふん

小吹のへるり

殘正味三百九匁四ふん

此出來判七枚也、

右地金ヲ

判金壹枚ニ付四拾八匁八分五リシ七毛クヘニ當

此外ニ一不たるノ銀拾八匁九分有之、

但京判壹枚ニ付銀貳匁七分つ、

慶長十四年九月廿六日

一千枚吹

御分銅ニ書付ナシ

壹ツ

丙 拾枚四兩貳匁三分 竹あらしニ仕候ヘリ

竹あらしニソ

九百八拾九枚五兩貳匁壹ふん

丙 九拾三枚七兩一匁六分 判金ニ成申ヘリ

判金八百九拾五枚八兩五ふん

又判四枚九兩 一不たるの代金

合九百枚七兩五分

右千枚吹之さめし覺

慶長十四年九月廿六日

地金貳百貳拾四匁六分

内 貳拾匁七分五厘

のやきノるり

五ふん五厘

小吹のへり

残正味貳百三匁三ふん

此出來判四枚六兩也

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ付四拾八匁八分貳厘五毛ウヘニ當

此外ニノ不足ノ銀拾貳匁四分五厘在之

但京判壹枚ニ付銀貳匁七分ツ

慶長十四年十月廿七日

一貳千枚吹

壹ツ

内 三拾貳枚三十目

まへの不足書付有之

四拾枚壹兩貳匁九分 竹あうしニ仕候へり

竹あうしニ

千九百貳拾七枚壹兩貳匁四分

内 百六拾五枚九兩八分 判金ニ成申へり

判金千七百六拾壹枚貳兩壹匁五ふん八厘

又 八枚三兩三步銀六匁五分 不足の代金

合千七百六拾九枚五兩貳步

右貳千枚吹ノためし覺

慶長十四年霜月朔日

地金三百拾匁貳ふん五厘

内 貳拾四匁七分

のやきノへり

壹匁九分五厘

吹べりのべるり

残正味貳百八拾三匁六ふん

此出來判六枚四兩七分二厘

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ四十八匁三分六リ四毛ウヘニ當

此外ニノ不_レ差_レるの銀拾四匁八分二リ在之

但京判壹枚ニ銀貳匁三分二リツ、

慶長十四年十月廿八日

一貳千枚吹 但四拾六枚お、壹ツ

内 四拾四枚九兩三匁六分 竹あろゝニ仕候へり

竹あろゝニノ

貳千壹枚八分

内 百七拾七枚四兩四分 判金ニ成申るり

判金千八百貳拾三枚六兩四ふん

又 判九枚銀拾壹匁六ふん 不_レ差_レるノ代金

合千八百三拾貳枚六兩壹歩

右貳千枚吹之ため

慶長十四年霜月廿九日

地金三百拾貳匁四分

内 貳拾五匁五ふん

のやきノへり

貳匁ハ

吹へりのべり

殘正味貳百八拾四匁九ふん

此出來判六枚四兩貳匁二リ

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ四拾八匁五ふんツ、ニ當

此外ニノ不_レ差_レるノ銀拾五匁三分在之

但京判壹枚ニ付銀貳匁四分ツ、

慶長十四年十一月廿九日

一千枚吹

壹ツ

内 拾五枚六兩壹匁五分、まへ分銅御吹被成候時より竹あろゝニ仕

候へり

竹あろゝニノ

九百八拾四枚三兩二匁九分

内 百貳拾貳枚七兩四匁 判金ニ成申へり

判金八百六拾壹枚五兩三匁貳分五リ

又判六枚四兩壹步銀貳匁五分 一不たるノ代金

合八百六拾八枚也

右千枚吹ため

慶長十四年十一月朔日

地金百九匁

内拾三匁

のやきノへり
小吹ノへりのべるり

五分五リ

殘正味九拾五匁四ふん五リ

右地金ヲ

判金ニ一匁壹枚ニ付五十め五分クヘニ當

此外ニし不たるの銀七匁八ふん有之

但京判壹枚ニ付銀三匁六分二リ

慶長十四年十二月四日

一貳千枚吹

壹ツ

内貳拾六枚三十目

まへの不足書付有之

三拾三枚貳匁二ふん

竹あらしニ仕候へり

竹あらしニ

千九百四拾枚貳兩三匁一ふん

内百三十貳枚貳兩壹分 判金ニ成申へり

判金千八百八拾三匁

又判五枚九兩貳步 一不たる代金

合千八百拾四枚八分

右貳千枚ノためし

慶長十四年十二月七日

地金貳百八拾六匁九分六リ

内拾八匁

のやきノへり

壹匁六分

吹へりのべるり

殘正味貳百六拾七匁三分六リ

此出來判六枚貳步

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ付四拾七匁四分三リンニ毛ウヘニ當

此外ニノ不_レ差_レるの銀拾八匁八分有之

但京判壹枚ニ付銀壹匁六分二リンツ、

慶長十四年十二月五日

一千枚吹

壹ツ

内 拾五枚八兩壹匁六分

竹あ_レしニ仕候ヘリ

竹あ_レしニ

九百八拾四枚壹兩貳匁八分

内 八拾七枚八兩壹匁五分 判金ニ成申ヘリ

判金八百九拾四枚三兩壹匁三分

又 判四枚六兩銀拾八匁 不_レ差_レるの代金

合八百九拾八枚九兩貳匁八ふん

右千枚吹ノためし

慶長十四年十二月七日

地金貳百六拾目貳ふん

内 貳拾貳匁六分

のやきノヘリ

壹匁貳ふん

吹ヘリノへるり

殘正味貳百三拾六匁四ふん

此出來判五枚三兩貳匁一ふん四リ

右地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ付四拾八匁六分四リウヘ當

此外ニノ不_レ差_レる銀拾三匁五分六リ有之

但京判壹枚ニ付銀貳匁五分四リンツ、

合貳万三千枚 分銅拾四内貳千枚九ツ千枚吹五ツ

内

貳千六百八拾四枚貳步 但分銅之ふそく并吹破竹あ_レしニ仕

ヘリ判金ニ究申ヘリ共

百三拾五枚八兩

手間料入目ニ渡之

引殘貳万百八拾枚壹兩貳步

右竹あゝしためしやきニ仕、糸屋九郎右衛門、ふり江屋庄右衛門ニ相渡
判金ニ相究申候、已上、

慶長拾五年卯月廿二日

後 藤 德 乗(花押)

大坂 後 藤 長 乗(花押)

同 後 藤 良 安(花押)

同 後 藤 乘 訓(花押)

同 後 藤 乘 以(花押)

片桐市正下代 多羅尾半 左衛門(花押)

同 河村覺 左衛門(花押)

同 高野瀨伊 右衛門(花押)

同十五年
同上

戊慶長十五年二月四日

一貳千枚吹

壹ツ

内 拾三枚三拾目

前々ふそく書付有之

貳拾枚壹匁四分

竹あかしニ仕候るり

竹あゝしニ

千九百六拾六枚貳兩三匁九分

内 百三拾四枚八兩壹匁二分判金ニ成申るり

判金千八百三拾壹枚四兩貳匁七分

又 六枚七兩 塩汁代金

合千八百三拾八枚壹兩貳匁七分

右貳千枚吹ノためし

慶長十五、二月十五日

地金百五拾五匁八分

内 九匁九分

八分

のやきノるり
のへるり吹へり

殘正味百四拾五匁壹分

此判三枚貳兩三ぶ三分四リ 出來分

右地金ヲ判金壹枚ニ四拾七匁四分五リ四毛ウヘニ當ル

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月

此外ニ志不汗ノ銀六匁在之

但京判壹枚ニ銀壹匁八分三リツ、

戊慶長十五年二月七日

一貳千枚吹

壹ツ

内 六枚

まへよりの不足書付在之

貳拾壹枚壹兩貳匁

竹あらしニ仕るり

竹あらしニ

千九百七拾六枚八兩貳匁

内 百三拾八枚四兩貳匁五分 判金ニ成申へり

判金千八百三拾八枚三兩三匁九分

又 六枚六兩 志不しる代金

合千八百四拾五枚ニ金八分不足

右貳千枚吹之ためし

戊慶長十五、後二月十六日

地金貳百八拾四匁六分

内 拾八匁六分

のやきノるり

壹匁貳分

吹るりのへるり

殘正味貳百六拾五匁貳分

此出來判六枚也

右地金ヲ判金壹枚ニ付四十七匁四分三リ三毛ウヘニ當ル

此外志不汗銀拾匁九分二リ在之

但京判壹枚ニ付銀壹匁八分二リツ、

戊慶長拾五年二月八日

一貳千枚吹

壹ツ

内 六枚三十目

まへよりの不足書付在之

拾九枚貳兩三匁一分

竹あらしニ仕るり

竹あらしニ

千九百七拾四枚貳匁貳分

内 百六拾三枚六兩

判金ニ成申るり

判金千八百拾枚四兩貳匁

又 判七枚八兩

志不あるの代金

合千八百拾八枚貳兩貳分

右貳千枚吹ノためし

戊慶長十五年三月十六日

地金三百貳拾七匁六分

内 貳拾五匁

のやき廻り

貳匁四リ

小吹のへるり

残正味三百目五分六リ

此出來判六枚八兩

右地金ヲ判金壹枚ニ四拾八匁壹分九リ七毛ウヘニ當ル

此外ニノ不ある銀拾五匁在之

但京判壹枚ニ銀貳匁貳分ツ、

同慶長十五、二月五日

一千枚吹 書付あり

壹ツ

内 貳拾壹枚七兩八分

まへ分銅吹ヨリ廻り、竹あらし仕廻り

共

竹あらしニ

九百七拾八枚貳兩三匁五分

内 百四拾四枚八兩壹分

判金ニ成申へり

判金八百三拾三枚四兩貳分七分

又 七枚貳兩と銀貳拾目四分 志不ある代金

合八百四拾枚七兩也

右千枚吹ノためし

戊慶長十五年三月十七日

地金八拾八匁貳分

内 拾貳匁五分六リ

のやきへり

五分

小吹のへるり

残正味七拾五匁壹分四リ

此出來判壹枚七兩

右地金ヲ判金壹枚ニ五拾壹匁八分八リノウヘ當ル

此外ニあるノ銀七匁五分四リ

但京判壹枚ニ付銀四匁四分三リ宛

合七千枚 分銅四ツ内貳千枚吹三ツ

此内 六百五拾七枚九兩 分銅ノ不足并吹破竹ありしニ仕ヘリ其

外判金ニ究申ゑり共

手間料入目ニ渡之

七拾枚

引殘六千貳百七拾貳枚壹兩

慶長十三年、同十四年、十五年分

都合三万枚 分銅數拾八内貳千枚吹拾貳

右之内

三千三百四拾壹枚九兩貳ぶ 分銅ノ不足并吹破竹ありしニ仕ヘリ、

其外判金ニ究申ヘリ共

貳百五枚八兩

判金ニ究申手間料入目渡之

二口

合三千五百四拾七枚七兩貳ぶ引

定殘判金貳万六千四百五拾貳枚貳兩貳ぶ

右竹ありしためしをきニ仕、糸や九郎右衛門、深江屋庄右衛門ニ相渡判金

ニ相究申候、以上、

慶長拾五年卯月廿二日

後	藤	長	乘	(花押)	
大坂	後	藤	良	安	(花押)
同	後	藤	乘	訓	(花押)
大坂	後	藤	德	乘	(花押)
後	藤	乘	以	(花押)	
片市正下代	多羅	尾半	左衛門	(花押)	
同	河村	覺	左衛門	(花押)	
同	高野	瀨伊	右衛門	(花押)	

(表紙)

慶長拾五年八月吉日

御分銅吹破判金子ニ極申帳

慶長十五年八月六日

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月

一貳千七拾枚吹 但奉行衆書付在 壹ツ

内 四拾枚四兩三步 竹あらしニ仕るり

竹あらしニ

殘貳千廿九枚五兩壹步 在之

内 百八十四枚貳兩五分 判金ニ成申るり

判金千八百四拾五枚三兩ニ五分五リン不足

又判九枚壹兩ト銀十三匁 但塩汁之代銀判金ニして

合千八百五拾四枚四兩ト銀七匁餘

右ためし焼之覺

地金貳百六拾五匁壹分

内 貳拾貳匁四分 のやきのるり

壹匁六分五リ 小吹のへるり

殘正味貳百四拾壹匁五厘

此出來判五拾四兩貳步ニ壹步六リ餘

地金ヲ

判金ニ壹枚ニ付四十八匁六分一リ三毛替ニ當ル

右之外塩汁の代銀十四匁五分六リ 在之

但京判壹枚ニ付銀二匁六分七リツ、當ル

戊八月七日

一貳千枚吹 但書付なし 壹ツ

内 卅四枚八兩壹匁八分四厘 竹あらし仕るり

竹あらしニ

殘千九百六拾五枚壹兩貳匁六分八厘 在之

内 百六拾貳枚貳兩三匁二分 判金ニ成申るり

判金千八百貳枚九兩 金六分不足

又判八枚ニ銀十一匁不足 但塩汁之代銀判金ニして

合千八百拾枚九兩 銀十八匁五分不足

右ためし焼之覺

地金三百貳拾七匁六分

内 貳拾五匁 のやきのるり

貳匁四リン

小吹のへるり

殘正味三百匁五分六リン

此出來判六枚八兩

地金ヲ

判金ニシテ壹枚ニ付四拾八匁壹分七リ八毛替ニ當ル

右之外塩汁の代銀十六匁貳分五リン在之

京判壹枚ニ付銀貳匁三分九リツ、當ル

戊八月八日

一貳千枚吹ニ 拾九枚不足 前の書付有 壹ツ

内 拾八枚三兩壹匁三分四リン 竹あらし仕るり

竹あらしニシテ

殘千九百六拾貳枚六兩三匁八リン 在之

内 貳百拾枚四兩三匁七分 判金ニ成申るり

判金千七百五拾貳枚壹兩三匁五分

又判拾枚五兩貳步ト銀六匁 但塩汁之代銀判金ニして

合千七百六拾貳枚七兩壹步 銀四匁

右ためしやき覺

地金百八拾五匁六分七厘五毛

内 拾八匁八分

のやきのるり

壹匁一分二リ

小吹のへるり

殘正味百六拾五匁七分五リ

此出來判三枚七兩貳步

地金ヲ

判金ニシテ壹枚ニ付四拾九匁五分一リン替ニ當ル

右之外銀拾貳匁貳分二リン 塩汁之代銀在之

但京判壹枚ニ付三匁貳分五リ五毛ツ、當ル

戊八月廿六日

一貳千枚吹 但こつきあし 壹ツ

内 四拾貳枚六兩三匁壹分 竹あらしニ仕るり

殘千九百五拾七枚三兩貳步ニ五分六リン不足

内 百五枚三兩貳匁

判金ニ成申るり

判金千八百五拾貳枚

三分不足

又判四枚九兩壹歩但銀七匁餘

但塩汁之代銀判金ニして

合千八百五拾六枚九兩壹歩

銀四匁餘

右ためしやき覺

地金三百貳拾七匁五分

内 拾五匁五分

のやきのるり

貳匁壹分

小吹のへるり

殘正味三百九匁九分

此出來判七枚ニ金五分餘

地金ヲ

判金ニノ壹枚ニ付四十六匁七分一リ四毛替ニ當ル

右之外銀拾匁七リン 塩汁の代銀在之

但京判壹枚ニ付銀壹匁四分四リンツ、當ル

戌八月廿七日

一貳千枚吹

但こゝきかゝ

壹ツ

内 四拾四枚三兩三匁四分 竹あろし仕るり

竹ろあしニ

殘千九百五拾五枚六兩壹匁 在之

内 百七拾九枚三兩三匁七分 判金ニ成申るり

判金千七百七拾六枚貳兩 壹匁五分餘

又判八枚九兩ニ銀拾匁三分不足 但塩汁之代銀判金ニして

合千七百八拾五枚壹兩五分餘

右ためしやき覺

地金貳百九拾六匁八分五リン

内 貳拾五匁四分

のやきのるり

壹匁八分三リン

小吹のへのるり

殘正味貳百六拾九匁六分貳厘

此出來判六枚壹兩

地金ヲ

判金ニシテ壹枚ニ付四拾八匁六分六厘四毛替ニ當ル
右之外銀十六匁四分七厘 塩汁の代銀在之
但京判壹枚ニ付銀貳匁七分ツ、ニ當ル
合壹万七拾枚 貳千枚吹五ツ

内

九百九拾九枚貳歩

分銅の不足と竹ありしニ吹破申、又判ニ

究申廻り共ニ

百枚

手間料入用ニ渡シ

引残多八千九百七拾枚貳歩

右竹ありしたため、焼ニ仕、糸屋九郎右衛門、深江屋庄右衛門相渡、判金ニ
相究申候、已上、

慶長拾五年

八月吉日

後 藤 長 乗(花押)
大坂
後 藤 良 安(花押)
大坂
後 藤 乘 訓(花押)
大坂
後 藤 德 乘(花押)

(表紙)

慶長拾七年正月日

金子分銅吹破判金ニ極申帳

(附箋)

一四万五千枚之あり帳、市正殿、壹帳上様ニ上り申候、又壹帳ハ市正さま
御算用ニこのこり申候、又残り壹帳ハ我等方ニ置申候、以上三冊之内也、

あとさきの帳用ニさち申候ハこれともニ二帳也、壹
帳之ハくそウ存ふき申候うつし也、

慶長十七年子七月廿七日

金子御分銅判ニ仕覺

○中略、慶長十三年ヨリ同十四年ニ
至ル金銀吹替ノコト前文ニ同ジ、

子正月十一日

同十七年
同上

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月

大坂 後 藤 乘 以(花押)
片市正下代
多羅尾半左衛門(花押)
同 河村覺左衛門(花押)
同 高野瀬猪右衛門(花押)

一千枚吹

壹ツ

内 拾六枚九兩三匁

竹なあしニ仕るり

竹なあしニ

九百八拾三枚壹匁四分

内 百廿四枚八兩四匁

判金ニ成申るり

判金八百五拾八枚壹兩一匁八分

又判金六枚

ま不ある代

合八百六拾四枚壹兩一匁八分

右ためしやきの覺

地金貳百卅三匁五分

内 廿八匁三分

のやきのるり

壹匁四分

小吹のへるり

殘貳百三匁八分

此出來判四枚六兩五分

地金ヲ判金ニ壹枚ニ付五拾匁六分三リ三毛替ニ當ル

右之外銀拾七匁

塩汁代

但京判壹枚ニ付銀三匁七分ツ、當ル

子ノ正月十二日

一千枚吹

壹ツ

内 拾六枚四兩三匁壹分

竹なあしニ仕るり

竹なあしニ

九百八拾三枚五兩壹匁三分

内 百拾枚三匁六分

判金ニ成申るり

判金八百七拾三枚四兩貳匁壹分

又判金五枚貳兩銀四匁 ま不汁の代

合八百七拾八枚六兩貳匁壹分 銀四匁餘ル

右ためしやきの覺

地金貳百卅九匁三分

内 貳拾五匁三分

のやきのるり

壹匁四分四リ

小吹のへるり

殘貳百拾貳匁四分四リ

此出來判四枚八兩三分

地金ヲ判金ニシテ壹枚ニ付四拾九匁七分七リ一毛替ニ當ル

右外銀拾五匁壹分八リ 是汁の代

但京判壹枚ニ付銀三匁壹分六リツ、當ル

子ノ正月十三日

一千枚吹

内 拾壹枚七兩

四枚八兩七分

竹なるしニシテ

九百八拾三枚四兩三匁七分

内 八拾貳枚壹兩三匁貳分

判金九百壹枚三兩五分

又判金三枚三兩貳分

合九百四枚六兩貳匁七分

壹ツ

前よりの不足書付在之

竹なるしニシテ

判金ニ成申盡リ

是汁の代

右ためしやきの覺

地金三百卅四匁五分

内 貳拾三匁

貳匁壹分

殘三百九匁四分

此出來判七枚

地金ヲ判金ニシテ壹枚ニ付四拾七匁七分八リ六毛替ニ當ル

右之外銀拾三匁八分

但京判壹枚ニ付壹匁九分七リツ、

子正月十四日

一千枚吹

内 貳拾四枚六兩三匁貳分

竹なるしニシテ

九百七拾五枚三兩壹匁貳分

内 百四枚四兩壹匁貳分

判金ニ成申盡リ

壹ツ

竹なるしニシテ

判金八百七拾枚九兩

又判四枚九兩三步

合八百七拾五枚八兩三步

右ためしやきの覺

地金百九拾八匁

内 貳拾匁

壹匁貳分

殘百七拾六匁八分

此出來判四枚

地金ヲ判金ニノ壹枚ニ付四拾九匁五分替ニ當ル

右之外銀拾貳匁

塩汁の代

但京判壹枚ニ付三匁ツ、

子正月十五日

一千枚吹

内 貳拾五枚三兩八分

竹あゝニ仕廻り

壹ツ

竹あゝニ

九百七拾四枚六兩三匁六分

内 八拾四枚貳兩壹分

判金八百九拾枚四兩三匁五分

判金ニ成申廻り

又判金三枚九兩六分

塩汁之代

合八百九拾四枚三兩四匁壹分

右ためしやきの覺

地金三百貳拾四匁四分五リン

内 貳拾六匁

貳匁

のやきの廻り

小吹のへ廻り

殘貳百九拾六匁四分五リン

此出來判六枚七兩三分

地金ヲ判金ニノ壹枚ニ付四拾八匁三分八リ替ニ當ル

右之外銀拾五匁六分

あ不汁之代

但京判壹枚ニ付貳匁三分三リンツ、

都合四萬五千枚

内

四千九百壹枚八兩三分

三百五拾五枚八兩

拾六枚五分

ノ五千貳百七拾三枚六兩八分

殘三萬九千七百貳拾六枚三兩三匁六分

此外

拾貳枚

貳拾八枚五兩

金子分銅大小廿八

前より分銅の不足、竹なありニ仕へり、
判金究申へり共

右判金究申手間料、糸や九郎右衛門、ふ
うへや庄右衛門ニ渡之、

右分銅竹ありニ仕炭あふら之代、其
外小うい物萬入用、并後藤衆ニ被下ル、

大坂御城よて判金極ル

八千枚塩汁之代

金子吹屋之内土并

ゆりさき三度ニ賣申代

判金究分

合三萬九千七百六拾六枚八兩三匁六分

已上

慶長十七年

六月吉日

大坂 後藤 長 乘(花押)

大坂 後藤 良 安(花押)

大坂 後藤 乘 訓(花押)

大坂 後藤 德 乘(花押)

大坂 後藤 乘 以(花押)

片桐市正下代 多羅尾半左衛門(花押)

同 河村覺左衛門(花押)

同 高野瀬伊右衛門(花押)

右之御分銅後藤衆吹り竹ありしニ仕判金のため、燒をいさし、糸や
九郎右衛門、ふうへや庄右衛門ニ相渡判金ニ相究申、已上、
紙數上紙共ニ卅壹枚

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月
(表紙) 慶長十九年寅

大佛判百枚ウイ申候小日記

後藤勘兵衛

正月十六日ヨリ大佛判百枚賣申覺

新藏分

正月十六日	貳枚	五百五十七匁ツ、	一ノ百十四匁
十八日	三枚	五百五十七匁ツ、	一ノ六百七十壹匁
廿一日	三枚	五百五十八匁ツ、	一ノ六百七十四匁
廿四日	壹枚	五百五十八匁五分	五百五十八匁五分
廿六日	貳枚	五百五十八匁ツ、	一ノ百十六匁
正月廿九日	壹枚	五百五十八匁五分	五百五十八匁五分
二月一日	貳枚	五百六十目	一ノ百廿匁
二日	壹枚	五百六十目	五百六十目
五日	貳枚	五百六十目	一ノ百廿匁
八日	壹枚	五百六十二匁	五百六十二匁

十日	三枚	五百六十二匁ツ、	一ノ六百八十六匁
十三日	貳枚	五百六十三匁ツ、	一ノ百廿六匁
十四日	貳枚	五百六十五匁	一ノ百卅匁
十六日	三枚	五百六十四匁五分	一ノ六百九十三匁五分
十七日	三枚	五百六十五匁	一ノ六百九十五匁
十九日	貳枚	五百六十五匁五分	一ノ百卅壹匁
廿二日	貳枚	五百六十五匁五分	一ノ百卅壹匁
廿三日	貳枚	五百六十六匁	一ノ百卅二匁
廿四日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁
二月廿七日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁
廿九日	壹枚	五百六十五匁五分	五百六十五匁五分
三月二日	四枚	五百六十五匁ツ、	貳ノ二百六十目
三日	三枚	五百六十五匁	一ノ六百九十五匁
四日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁
五日	壹枚	五百六十五匁五分	五百六十五匁五分

補遺 第十二編之六 慶長十四年正月

ノ貳十七貫五百六十三匁

但判金四九枚分也

又右衛門分

二月一日	壹枚	五百六十壹匁	一ノ百廿二匁
二月二日	貳枚	五百六十壹匁	一ノ百廿二匁
二月四日	貳枚	五百六十壹匁	一ノ百廿二匁
二月六日	貳枚	五百六十壹匁	一ノ百廿二匁
二月八日	壹枚	五百六十貳匁	一ノ百廿五匁
二月十日	壹枚	五百六十貳匁	五百六十二匁
二月十三日	壹枚	五百六十三匁	五百六十三匁
二月十四日	貳枚	五百六十四匁	一ノ百廿八匁
二月十六日	壹枚	五百六十四匁	五百六十四匁
二月十八日	貳枚	五百六十五匁	一ノ百卅匁
二月十九日	壹枚	五百六十六匁二分	一ノ百卅二匁四分
二月廿一日	壹枚	五百六十五匁五分	五百六十五匁五分
二月廿一日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁

三月廿三日	貳枚	五百六十六匁	一ノ百卅二匁
三月廿四日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁
三月廿八日	貳枚	五百六十六匁	一ノ百卅二匁
三月廿九日	壹枚	五百六十六匁三分	五百六十六匁三分
三月一日	三枚	五百六十六匁五分	一ノ六百九十九匁五分
三月三日	三枚	五百六十六匁五分	一ノ六百九十九匁五分
三月八日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁
三月十日	壹枚	五百六十六匁	五百六十六匁
三月十一日	三枚	五百六十六匁	一ノ六百九十八匁
三月十二日	壹枚	五百六十目	五百六十目

ノ丁銀貳十貫三百廿六匁二分
但判金卅六枚分也

左衛門分

三月三日	貳枚	五百六十四匁	一ノ百廿八匁
三月四日	三枚	五百六十五匁	一ノ六百九十五匁

五日 壹枚 五百六十五匁

五百六十五匁

六日 五枚 五百六十四匁

貳ノ八百貳十目

八日 貳枚 五百六十五匁五分

一ノ百卅壹匁

九日 貳枚 五百六十五匁

一ノ百卅目

ノ丁銀八貫四百六拾九匁

但判金十五枚分也、

高三口合銀子五拾六貫三百五拾八匁

但大佛判百枚分

右時々の高下引あらし

判金壹枚ニ付五百六十三匁五分八リンツ、ニあさり申候、

一大佛判拾枚

糸九郎右衛門殿、庄右衛門

此銀五貫六百卅五匁八分

殿ニて御うり之分

一小佛判九拾枚

同兩人ニて

此銀四拾九貫六百五十壹匁壹分

右三月十日ヨリ同廿二日までニ賣立申時々の高下引あらし

判金壹枚ニ付五百五十壹匁六分七リン九毛、ニあさり申候、

右之内

一三十二匁

かけへり、但貳百目包ニクけり申候

一八匁八分

ニ付る

一四匁

銀子箱十一之代、壹つニ付八分ツ、

合四十四匁八分

京ノ伏見までの駄ちん

右指引残る有銀

丁銀百拾壹貫六百目貳分也、

右判金貳百枚分之銀只今上ケ相濟申候、以上、

慶長十九年

刁三月廿四日

片市正様御内

小嶋庄兵衛殿

大村多兵衛殿

〔後藤家記録〕

光雅時代分銅一件書類其一

長乘義者、權現様ニ奉附罷在候御事、

德乘義者、秀吉公ニ奉附罷在候御事、

右之通ニ御座候故、權現様御代、長乘義御用相勤罷在候、則分銅等之義ニ付、長乗に被下置候御奉書之寫、并チャヤ々之御局之御文之寫書記シ申候、右御用之外ニ、チャヤ々之御局、アチャ之御局之仰之御文共、只今ニ至、同苗七郎兵衛方ニ所持仕罷在候、

御奉書貳通之寫左ニ記申候、

但シ御本書之通り書寫申候、見へ兼申所も御座候、日中略、三月十九

秋元泰朝外二人書狀、分銅吹替ノ勘定、書ヲ徵スルコトニ係ル、上ニ收メタリ、

いづ殿

さての月よ、ふんたうのえんさせてはういされ候へ、えんいてき候ハ、御あけ候へく候、

五とう

チャク

ちやうまやうら

右之通御用相勤罷在候分銅役所、只今ニ至、古來之通、四郎兵衛、七郎兵衛兩家ニ、月替リニ相勤申候、其外之同苗共、德乘長乗分ニ、御座候故、萬端仲ケ間一統ニ、是迄相勤來リ申候、然共四郎兵衛義ハ、惣領筋ヲ繼居申候ニ付、在江戸致させ、江戸表御用相勤、京都之義者、在京之者共引請勤來リ申候、依之毎歲四郎兵衛方ハ、江戸遣銀、京都同苗共ハ、只今ニ至指遣シ申候事、但頭ニ四郎兵衛方ハ、御厨子獻上仕候、一分之獻上ニ、無御座、惣中間獻上ニ、御坐候、是以京都仲ケ間ハ、拵差下シ申候事、○上下略、享保十五年戊申二月、後藤就乘外四名覺書、

○本書所載長乗ガ、大坂ノ爲メニ金銀ヲ改鑄セシコトハ、大佛殿造營以外ノ用途ニ資セシモノモアルベケレドモ、今便宜本條ニ合載セリ、又後藤文書ニハ、右ノ外ニモ、長乗ノ金銀吹替等ニ關スル文書ヲ收メタリ、其ノ大坂ノ爲メニセシモノナリヤ否ヤ、明カナラズト雖モ、亦便宜左ニ合敘ス、

〔後藤文書〕

六

一上様へ皆々御上候判金後ニ小判ニ仕候へと被仰出候ハ、其時之本

長乗家康ニ仕フ

金ニありせ、小判ニいさし候て可出之候、但此金上様ノ御金ニ候間我等
手前ノ判錢あとい、少も入申ましく候、其御心へ可有之候、くく、

後庄三郎

慶長十四年正月吉日

光次(花押)

後藤長乗老

九郎右衛門殿

庄右衛門殿

尙々、爰元相替儀無御座候、何も上下共ニ屋作迄ニて御座候故、寸ノ隙
無御座候、返々半三郎迄日さニて、大工之儀、大和をりをたて申候て、我
等迄も、ふさくとも無之候間、松右衛門殿を頼候て、大和ニ申候へ、
やうてく、江戸より上を可申由申候、以上、

一書申入候、爰元替儀無御座候、大工之儀も、頼るく、江戸より上を可申之
由、松右衛門殿と我等へ堅えつ取被申間、又狀を江戸へ越候間、四五日之中
ニ上可申、將又此中なを判之内貳三拾枚不と、吹をまゝる金御座候よ、

そまも惣様上様從御勘定ノ高つちニ候間、御あをし候て、判あさらく御
座候へ、あるしを被成、又座中へも、あるしを御させて、重るノ御申ひらき
ニ可被成候、又先申候はんを葡萄こり梨上申候へ、一段御機嫌ニて葡萄
之木を、何程持申候由御尋被成候、九月中旬ニハ、江戸へ御下向之由風聞申
候間、頼る御下待申候、徳乗も、先々貴様より先へ成共、御下候はん哉、其元よ
くく、御談合可被成候、恐惶謹言、

八月四日 〇慶長十五年カ

後長乗様 八々御中

尙々、小判四拾三兩三分ノ重、壹匁貳分不との積ニ候、但此内へのべ
ちんも入可申候哉、但入申間敷候哉、其元ノ儀ハ、其方ニて、よくく御
談合可有之、とあくく、さけなりしを、よくく御き日め候て、小判ニ
あをし不申候へ、かつてん參不申候間、其御心得可被成候、將又理右
ニ右之様子可被仰候付、近き候ものニも、其通御あらせ可有候、以上、
御狀披見申候、然ハ小判五枚吹ニ可被成由尤ニ存候、五枚吹ニ被成候て、其

金を小判ニ御あをし候て、八兩三分つゝ五ツニ成申様ニ御尤ニ候、左様ニ候者、彼竹あがしを八兩三分つゝ五ツニ、小判ニよくく御のへ候て、御見せ可被成候、其ためしを以、御きとめ候て御尤ニ候、金ノ究に、四郎三郎、庄六皆々ニ御見せ候て、きこノ極印を一つツゝ、御うとせ可有候、將又御前へも其通申上候、後藤判ハ何不と成共、入次第登せ可申候、先々其元ニ御入候分を御替可有候、又小判ニも半分も御きとめ可有候、うしく、

後庄三郎

光次(花押)

卯月十七日

後 長 乗 老

糸や九郎右衛門殿

ふうへや庄右衛門殿

御報

尙々、殘候儀ハ、もハ、此方ニも、京判無御座候間、其御心得可有候、何様ニも、其元之様子御注進可有候、以上、追ふ申入候、金子五枚吹之儀、何とぞ致其まゝをき申度存、又今日得御意を

申候へハ、事外御腹立被成候、早々壹枚吹ニ御吹あをし可被成候爲其申入候、板伊賀殿へも、其通申入候、恐惶謹言、

後庄三郎

光次(花押)

五月廿七日

後 長 乗 様

糸九郎右衛門殿

深庄右衛門殿

先度も申越候、ろふきノ金壹枚吹ニ被成候て尤ニ存候、後ノ金ノ儀ハ、御かまい有ましく候、とろくく後小判ニ出来候様ニ、只今ため候て、其とく可被成候、猶重る可申入候、うしく、

後庄三郎

光次(花押)

五月九日

後 長 乗 様

深庄右衛門殿

糸九郎右衛門殿

後理右衛門殿

尙々、良仲儀、何ともさゝ無御座候哉、無心元存候、以上、

乍御報預示候、忝存候、きつらうの儀、何時成共可被仰下候、萬賣買之儀、駿府へ被申越候、何様懸御目可申入候、定る伊賀殿も、近日必定にて候ハ、御左右候ハんと存候、江戸ハえや御さゝめ被成候、由承候、恐惶謹言、

後理右衛門

六月廿六日

〔花押〕

後長乗様

貴報

尙々、七百卅三匁と又廻りめ卅二匁五分ノ吹へりとを、御書被成可被下候、以上、

一書申入候、然ハ此分銅ノ注文餘銀を御のけ被成、付目と廻りめを御書被

成、貴殿御判被成可被下候、又貴殿御名入御ミセ被成可被下候、恐惶謹言、

廿日

〔花押〕

後庄三

後長乗様

ら

〔後藤文書〕 七

巳年金銀替之判金千枚之分、皆相濟申候との松右衛門様秋但刃様御手形、其方様ニ御座候を座中へ預り申候、其方御三人之手枚之御手形本上州様ニ御咄候、右衛門様、但刃様之御手形ニ取替、其方様御手形相渡、此手形と取替可申候、爲其座中連判仕進上申候、仍如件、

慶長十八 丑癸年

三月廿一日

月行事

銀座印

平ノヤ 孫左衛門〔花押〕

ひらのや 九郎右衛門〔花押〕

大さくや 仁兵衛〔花押〕

平ノヤ 助四郎〔花押〕

同行事

一五六

同

山口や 彌三右衛門(花押)
 庄いとや 七(花押)
 丸や 淨 徹(花押)
 よとや 次郎右衛門(花押)
 のむらや 新 兵 (花押)
 大つや 小右衛門(花押)

後藤庄三様

後藤長乘様

後藤德乘様

上様ヨリ出申金子千枚、此銀五百八貫八十四匁九分ニテ、松右衛門、秋但馬
 兩人之手前へ納め申候、右之千枚之てり、上州ニ御座候はんをれ共、重
 出申候共、不うくニなり可申候、爲其如此候、仍如件、

五月十七日

後庄三郎

光次(花押)

德乘様

長乘様

但馬灰吹請取申覺

一灰吹壹貫五十目

此拂

一七百卅三匁

一貳百八拾四匁五分

一卅貳匁五分

合壹貫五拾目也、

請取申分

御分銅ニ付申分

唯今上申

吹へりスリへり

慶長十六年亥

後藤

卯月十七日

榮乘(花押)

後藤庄三郎殿

○三月二十八日、豊臣秀頼、杵築大社ヲ造營スル條、二〇五頁、出雲大社棟札ノ次、
 補遺 第十二編之六 慶長十四年正月 一五七

〔出雲大社鰐口銘〕

出雲 正二位右大臣豐臣朝臣秀頼公辰御再興也、

大社 御奉行堀尾帶刀佐吉晴、慶長十二年七月吉日

○同條、二一頁、
參考ノ前、

〔北島文書〕 大社御造營并國造遷宮式事實 北島家舊記

一後陽成院

慶長十四年 己酉 三月廿八日、假殿式國造千家遷宮執行、

從天正十八年、至于今年曆三十年、

慶長十一年丙午九月十三日、從前大將軍家康公、丸木柱御寄附、石芴御代官大久保石見守殿奉行而、自石芴被運送于杵築浦、

○同條、二一四頁、
出雲大神宮杵築大社記ノ前、

〔北島文書〕

同北島氏
書上

〔端裏書〕
慶長御遷宮訴書

大社御造營ニ付、兩國造出入北嶋申分條々

一 新始柱立棟上、遷宮此四ツ、自先規、兩國造出相ニて執行始之儀者、兩家へ相口つて此口々、替々當月を以執行始仕來候處ニ、北嶋執行始仕る事無之由、千家申候事、不及是非儀候、自先年、北嶋執行始仕候墨付御座候事、

一 先年御造營遷宮ニ付、北嶋可存之旨、御繪旨御教書數通所持仕候事、
一 先代雲芴尼子殿拜領候處、毛利殿御切取、出雲御入國之已後、北嶋者あまご縁者ゝる之間、毛利殿御祈禱、千家ニ被仰付可被下候由訴訟申、次、北嶋社官屋職知行社役等、押領仕候、其刻毛利殿御造營被仰付候故、千家執行始仕候、其後北嶋藝芴罷下、先規之趣申分候處ニ、任證文旨、北嶋知行等被還補、其外社役已下如前々可憫之由、えり殿御判被下置候、然上者、もり代千家執行候儀者、證據ニ不相成候、何篇今度之御造營方者、北嶋執行前之事、

一 兩國造へ相分次第者、一頭國造孝時ト申仁四人男子御座候嫡男者出家、

補遺 第十二編之六 慶長十四年三月

二男清孝者、父母依不孝、家督不相渡候處ニ、祖母異見ニ付、一代之國造
タリ、三男孝宗者、五躰不具之故、不請神職、社法ニよつて、父不得讓是千家
之始也、四番め貞孝者、清孝後跡ニ國造可次之由、父孝時ヨリ讓狀ヲ給、是
北嶋之始也、然處ニ父孝時死去之後、清孝、孝宗同意ニて、孝宗國造之望ヲ
あし、種々出入あつて、號兩國造、一頭之神領、神事社官等まで二つニ相
け、年中十二月ヲ六ヶ月あて裁判仕といへ共、千家裁判之月之内、三月三
日、五月五日、九月九日之神事、北嶋ニ分被付候、其外正月廿日ニ、鰐淵寺衆
僧下山ニて、於神前遂御祈禱、其後於北嶋一頭國造之時儀式、今年まで執
行仕候、皆以千家裁判月ニて候へ共、北嶋家督筋目之故、如此御座候、就中
年中十二月之内十月ヲ、大社明神御座さとり給故、北嶋へ被分付事、
一大社之外ニ、さぎの宮北嶋へ、代々御墨付御座候て、年中之神事神田等ま
て、裁判仕來候、其外ニ北嶋家中之佐草一頭之代ヨリ兩國造抱之外ニ屋
職廿ヶ所當代まで佐草持來候處ニ、千家方兩國造と在之間、右之裁判半
分被仰付可被下候、由訴申、當代る半分千家裁判仕候、如此先代ヨリ有來
社法ヲも、千家新儀ニやふり申事、

右之條々被聞召届、有躰之御下知所希候、

申ノ十一月日十三年〇慶長

御奉行所

第十二編之七

慶長十五年

○六月十二日、方廣寺大佛殿地鎮及ビ新始ノ條三〇六頁、當代記ノ次、

〔東山方廣寺舊大佛殿風鐸銘〕○東山方廣寺所藏

慶長拾七壬曆

三月吉日

鑄物師大工

名越彌右衛門尉

藤原朝臣三昌

近藤宗左衛門尉

藤原朝臣宗久

〔東山方廣寺舊大佛殿磬銘〕○東山方廣寺所藏

慶長拾七壬曆

三月吉日

鑄物師大工

大佛殿風鐸銘

大佛殿磬銘

家康大坂
ノ財力ヲ
減ゼンコ
トヲ企ツ

名越彌右衛門尉

藤原朝臣三昌

近藤宗左衛門尉

藤原朝臣宗久

○同條三一〇頁、條末

〔山本豐久私記〕駿河府中家康公御隱居所ニナリ、秀頼公ノ御成長ニナル

事ヲ六ヶ敷思召、連々御調略ヲ廻サル、事、凡慮ニ及ハスト云、先大坂ノ金銀(減分)減ル御工夫ニテ、洛陽ノミナラス、畿内ノ寺社等數千屋アルヲ殘ラス御差圖ニテ、盡ク秀頼御造營アリ、大佛殿炎上スレハ、是モ御建立有ヘキ由、誠ニ世ニ類ナキノ金銀ヲ盡サシメ、數年ヲ經テ出來ス、去レ秀頼金銀ノ盡ル事ヲ少モ御痛マシマサスト也、

○十月十六日、秀忠、伊達政宗ノ第二臨ム條七五〇頁、譜牒餘錄ノ前

〔伊達家文書〕 三

補遺 第十二編之七 慶長十五年十月

返々、毎々御懇情忝存候々々、奉期後信節候、いそき申のこし候以上、
去九月廿一日御自筆之御札到來、拜見仕候、

一さてもく、今度其地逗留中、種々御懇意至、過分ニ難忘存候、

一むく、一雁一ツ被懸御意候、爰許珍物別る忝存候、近日ニ口きりを仕
候事候、客賞翫させ可申候、

一御小座敷出來申候哉、御成之由、御大儀存候、然者内々御約束申候水さし、
ちやん、此使へ渡し申候、水さし者、拙子口きりに出し申候、んと存候
よて候、ちやん者ちやをさて申候よて候、八幡く、右分ニ御座候、さ、
くハ竹十分ニ不存候へ共、亦進上申候、此地似合御用之義、不^(被方)御心置可
被仰下候、不可有疎意候、恐惶頓首、

十月七日

古田織部

重然(花押)

羽越州様 御報

古田重然
茶ノコト
ヲ世話ス

第十二編之十三

慶長十九年

○四月十六日、豊臣秀頼京都方廣寺大佛殿ノ鐘ヲ鑄ル條、^{九四八頁、下野國安蘇郡}
^{天明金屋町小島彦左}衛門所藏文書ノ前、

〔芥田文書〕^四

〔包紙〕
京都大佛殿鐘鑄之節書付也

大佛へ參鑄物師覺

一百四拾壹人	野里村	一七人	竹田村
一五人	小神村	一八人	中村
一二人	そそ河村	一二人	あしノきとうけ
一二人	さいとう村		
右合百六拾七人			
けい十九			
三月廿六日			

鑄物
師ノ人
數

補遺 第十二編之十三 慶長十九年四月
(表紙) 慶長拾九年

大佛殿御鐘鑄之時万遣方帳

卯月六日

芥田

薩摩守

(表紙裏書) 錢國本ヨリ持參候共ニ

惣合八貫五百六拾四文

又貳百四十五文

又百貳拾文

惣都合八貫九百廿九文

内貳百文

八貫七百廿九文

壹貫六百文

此銀卅三匁六分

壹貫八百六十五文

此銀卅九匁二分

貳貫九百四十五文

此銀六十匁七分

貳貫百五十文

乗物ノそつミ

次郎右衛門

をとちん

うせ申候

定有錢

そりまふ

よとよてうい

大佛宗泉よてうい

大佛米よてうい

大佛米よてうい

たそこ

此銀四十三匁

錢合八貫五百六十四文

銀合百七十五匁八分

内拂方

壹貫文

貳百五十文

貳百五十文

五十文

三百文

三百七十文

五百文

百卅五文

百文

百八十文

五十文

百文

百文

作右衛門ニウシ

七郎右衛門太郎右衛門

下之時ウシ

市正様ニ

おりの代

源太郎ニウシ

大坂方伏見迄ふまぢん

伏見よて米ウシ

彌右衛門殿

ふろせん

あいかへおり

おり平右衛門殿

九郎左衛門ウシ

助六ウシ

孫市ウシ

五百文

五百文

百文

六十七文

五十文

五十文

百五十文

百文

百文

百五十文

五十文

百文

卅文

後喜兵へ

十五人下し申候

遣せん

市右衛門ニウシ

大坂よてたいニツ

たそこよとよて

ふしとやとちん

おりのとそへ

おり彌右衛門殿

大坂清左衛門おり

おり半右衛門殿

木綿たひ一束

與七郎ウシ

源太郎ウシ

卅文	金藏 <small>くし</small>	廿文	五郎 <small>に</small> 郎 <small>くし</small>
百文	九右衛門 <small>くし</small>	貳百五十文	ふろせん
百五十文	重左衛門 <small>あり</small>	七十三文	大坂 <small>よてこ</small> □□ <small>くし</small>
三百文	半右衛門 <small>あり</small>		
	はるま		
右總合六貫貳百四十五文			
此外ノ帳 <small>こ</small>			
有錢合壹貫七百五十文			
二口惣合八貫文			
五十文	右衛門 <small>三郎</small>	百文	九右衛門
百文	作右衛門	五十七文	同人
四十文	助作		
五文	三郎右衛門	五文	七郎右衛門
四文	與三右衛門	四文	四郎右衛門
四文	長次郎	四文	五郎大夫
四文	與五郎	四文	與一郎
四文	孫右衛門	四文	五郎 <small>す</small> 大夫

七文 外せとら七十五文くし

五文 源太郎

七文 外とら百文くし

六文寺町一分 作右衛門

貳文 外とら百文くし 金藏

十文 助六

六文 孫市

十三文 九右衛門

四文 但代とら貳百文くし

合十七文 又とらとらひらら一つ 銀子九文 市右衛門

代物百文

合十一 匁

彌五郎
作右衛門

○與三右衛門

○五郎大夫

○七郎右衛門

○太郎右衛門

○長次郎

○とら

四匁
四匁
五匁
五匁
四匁
參匁

寺町
○作右衛門 右二百五十七文 今五匁八匁

○與七郎 右二百文

合九 匁

○助六 右二百文

合十二 匁

孫市 右二百文

六匁

與七郎

○孫右衛門

○五郎大夫

○與五郎

○新右衛門

○與一郎

○四郎右衛門

四匁
四匁
四匁
四匁
四匁
四匁

○金藏

三匁

合八 匁

○源太郎 右二匁五分 五匁

合六 匁五分

九右衛門

京にて 貳百文ッシ

合十七 匁 っしひら一つ

拾七 匁

九匁

拾二 匁

五匁三分

四匁三分

四匁三分

四匁三分

四匁三分

五匁

九右衛門

與七郎

助六

七郎右衛門

長二郎

五郎大夫

新右衛門

與一郎

與三右衛門

金藏

八匁

六匁五分

八匁二分

五匁三分

四匁三分

四匁三分

三匁三分

四匁三分

四匁三分

孫三郎

源太郎

作右衛門

太郎右衛門

四郎右衛門

五郎大夫

とら

孫右衛門

與五郎

惣中之万算用

百拾匁 米之銀

七分五リ 與三大夫のふり取

五匁小代六分二リ 太郎右衛門の出入分

右惣合百貳十六匁七分六リ

内拂方

八匁五分 四郎兵へニ渡

かへノそんりやう

二匁七分 久大夫渡

かへノそんりやう

貳匁 上下ノたちん

〇壹匁 をノ代

〇貳十二匁五分 まく木綿

〇貳十二匁 もち米一俵

〇五匁 市正様おり

八分二リ 太郎右衛門取うへ

三匁七分七リ 前より米代 六郎左衛門のふり取

三匁五分五リ 五郎右衛門の出入分

米貳斗壹升六合分 三匁七リ 同人ニ送

〇壹匁 まくぬいぢん

壹匁 かへノふぢぢん

〇一匁二分五リ 大坂ニお

〇一分 看たい

〇十匁四分 酒四斗一升五合

但米五升五合

五分七リ 太郎右衛門取うへ申候

一匁五分 松木殿

十一匁六分 惣四郎

合百十三匁五分九リ

六十六匁八分 五郎右衛門渡

五匁外額七十五文 源太郎

合六匁五分

九匁 與七郎

百文

合

貳匁 甚左衛門渡

〇三匁一分五リ かへノそんりやう

一匁六分五リ 與左衛門渡

上下ノそんりやう

芥田五郎右衛門末
播磨國中鑄物師
代播磨國中鑄物師
右衛門末
梁物師棟

(包紙) 播磨國中鑄物師連判

芥田五郎右衛門

大佛殿御鐘鑄ニ罷上播磨國中鑄物師爲惣棟梁被成五郎右衛門尉御上候
處ニ作料割符候多請取申候然者已來ニも播磨國中ニ多之儀者不及申ニ、
於何方ニも如先年御大工分之筋目末代相違御座有間敷候仍爲後日如件、

補遺 第十二編之十三 慶長十九年四月

慶長拾九年

卯月十六日

一七四

竹田村

六郎左衛門(花押)

同

五郎左衛門(花押)

小神村

五郎兵衛(花押)

同

若大(夫花押)

中村

彦右衛門尉(花押)

同

善五郎(花押)

不之河村

二郎左衛門(花押)

同

若大(夫花押)

かしの木たうげ村

五郎左衛門(花押)

同

太郎兵(花押)

久左衛門(花押)

久左衛門(花押)

野里村
芥田薩摩守殿

(表紙)

慶長拾九年

大佛殿御鐘鑄作料割符帳

卯月十六日

鑄物師作
料ノ割符

貳百四拾四石六斗内

拂

一貳拾七石六斗 薩摩守

内貳石者公儀分ニ被下候

一三石七斗 二郎兵衛

一拾八石六斗 助左衛門ウふ

但大工十人下々共ニ

一貳拾七石七斗 七郎左衛門ウふ

但大工九人下々共ニ

一貳拾七石四斗 市郎左衛門ウふ

但大工十人下々共ニ

一貳拾參石七斗 與三大夫ウふ

但大工九人下々共ニ

一貳拾五石 宗右衛門ウふ

但大工十人下々共ニ

一貳拾七石 てこ卅人分

合百八拾石七斗

補遺 第十二編之十三 慶長十九年四月

一七五

一拾六石三斗 竹田村
一八石貳斗 申村分
一六石六斗 かの木たうけ
合五拾壹石九斗

一八石壹斗 小神村
一五石 ねそ河村
一七石七斗 西戸村

二口合貳百三拾貳石六斗

右ハ割符候て相渡、但米之かへあろにて、
残る拾貳石ニ候へとも、九石賣申候、此銀百拾匁うけ取、拾六匁七分六リハ、日とし方米之
まり指引の分右之残り、
合銀子百貳十六匁七分六リ

但其時入ぬニ仕候、

右之拂

貳拾貳匁五分 まく木綿拾五とん

拾匁

同そめちん

壹匁 同ぬいちん

壹匁

同おノ代

貳十二匁 もち米

但十六日ニ鐘鑄場へ壹石せきせんニ仕候

拾匁四分 酒四斗一升五合

同十六日ニうとせへ

壹匁二分五リ 大坂ニあだい

五匁

市正様へおり伏見ニあ

壹分 同着ニの

三匁一分五リ

あやうそくのそんりやう

八匁五分 四郎兵へニ渡

おべノ代

おへノそんりやう共ニ

貳匁七分 久大夫渡

おべノ代

貳匁 まく上下ノ駄ちん

壹匁

おべのふちちん

八分二リ 着ノ代うとせへ

五分七リ

教圓々ふへ日とし申候

貳匁 甚左衛門渡おべノそんりやう

壹匁五分

松木殿

十壹匁六分 宗四郎

但一人分作料の出入御座候へ共相渡ス分

拾六匁五分 與左衛門渡

但あやうそくのそんりやう

三匁一分七リ 姫路まで出羽殿へ一せんノ料りかへ一つ取次へておへ貳ツ

但四匁まで候へ共たり不申候あ如此候

右拂方惣合百廿六匁七分六リ

大佛鐘鑄ニ罷上鑄物師人數之事

一^高千四百七拾人 刁四月十一日より十六日迄

内

六人

大工

此米壹石貳斗

但一人ニ貳斗つゝ

四拾八人

きもいり

此米七石貳斗

但一人ニ壹斗五升つゝ

千三百六拾貳人

平

此米百三拾六石貳斗

但一人ニ壹斗つゝ

米ノ百四拾四石六斗

一九百八拾人 上下四日罷上候時二日、歸候時二日の分也、但一日ニ貳百四十五人つゝ

内

四人

大工

此米八斗

但一人ニ貳斗つゝ

三拾貳人

きもいり

此米四石八斗

但一人ニ壹斗五升つゝ

九百四拾四人

平

此米九拾四石四斗

但一人ニ壹斗つゝ

米ノ百石

片桐市正様御内

二口

梅戸平右衛門殿

合貳百四拾四石六斗

但京舛也、同

より請取

蘭田太郎助殿

右御米慥請取申、銘々致割符相渡可申候以上、

慶長十九年

播磨

四月十七日

薩摩

八郎左衛門

宗右衛門

三郎左衛門

片桐市正様

六郎左衛門

○同條、九六〇頁、池田家履歴略記、前

〔芥田文書〕

四

播磨國薩摩

薩摩小椽
任ノ
物紋

禁裏様

一束一まき

院御所様

一束一まき

女院御所様

一束一まき

女御様

一束一まき

已上

長橋殿

一束一たん

大御ちの人

一束一たん

帥御局

一束一たん

大貳との

一束一たん

權大納言殿御局

一束一たん

書出

銀子拾貳匁

上卿

一束一たん

女御様の御申次

一束一たん

已上

慶長十九

卯月十六日

第十二編之十四

慶長十九年

○七月二十六日、家康、大佛殿上棟及ビ兩供養ノ延期ヲ命ズル條三頁、時慶

〔守屋孝藏氏所藏文書〕

態申入候、從駿府上棟開眼供養、何も御上洛迄相延可然由申來候條、被成其御心得候様ニ御申上奉頼申候、然者上下醍醐一人つゝ、今朝御越候様ニと申入候へ共、是も御無用可被成候、恐々謹言、

片市正

七月廿九日

且元(花押)

成身院人々御中

〔三千院文書〕

○六山城

尙々鐘之銘ニ付有、うん長老と哉らんハ、如何様可被行罪科躰ニ候、唯今之分ハあしく候、又それニても事濟候へハ大勝候、末々何とならんもあらま不申候、うむる義候ハ、追々可申上候、如此之儀、御隠密可被

清韓處罰

家康上洛
マデ延期
セシム

大佛供養
延引
照高院興
意法親王
ノ仕合不
首尾

天台宗ヲ
左座ト定

成候、御分別之ゑめニ候、いり様春中令上洛、万々可申上候、以上、○清韓鐘ノ辨疏ハ、慶長十九年八月十八日、五山衆鐘銘ノ疏ヲ家康ニ呈スル條ニ見ユ、マダ清韓ノ捕ヘラル、コト、元和元年十月十四日、再ビ獄ニ下サル、アリ、同二年三月二十日ニ其條アリ、竝ニ參看スベシ、
御書拜領忝奉存候、大佛供養長延候、
一照高院棟札御事ニ付有、御仕合無據歟、我等も合家之御夏ニ候之間、如何様ニもと存候へ共、何共只今之分者不聞躰候、誰ニても、於御前御取成之衆も今迄者無之事、

一天台宗左座ニ相定候、各番あと、申唱不聞由御説ニ候、以來迄左座ニ相定候、殊ニ官位次第と申事も、一宗々々之内之事ニ候、天台左座之内へ者誰成共、上ニ置申まし多よしニ候、門跡方之事も、諸宗付合之時者、山門跡之上ニ者指置申間敷由ニ候、雖無申迄候、左様之儀ハ、山門衆へ可被遂御相談候、猶替儀御座候者、追々可申上候、恐惶敬白、○大佛開眼供養竝ニ堂ナスコト、慶長十九年七月十八日ニ其條アリ、參看スベシ、

九月十二日

天海(花押)

梶井様ニて

秀頼且元
待ッ出仕ヲ

且元一政
出招キテ
旨仕セザ
告ルヲ

御城へ上り候へ、と幸いの有所之西ノ方に、渡邊内藏助、木村長門居候て、我等御前へ出候ニ出むり、市正殿ハ御上り候哉と問申候、只今登城可有由と申候て、千帖敷うら通參候へ、秀頼ハ千帖敷上段ノ次ノ段ハ御入候、我等北ノゑんハ伺公申候へ、市正老出候哉と御問候間、只今可罷出由申候と申上候、

御前ハ暫居候へ、坊主共よひ立申て、市正殿よ御用候間、御出可被成由ニ候、如此申ニ付、市正殿屋敷へ參候へ、平右、八右、我等ハ御あひ候て、八右之部屋へよひ、不慮成仕合出來候故、市正御城へ不罷出候、何事に候哉と尋候へ、八右被申候ハ、内々其方御申候事必定ニ候、今日市正可有御成敗由、去方より申來候、先市正ニ御あい可被成由ニ候、丑ノ年の春、若き者共すまぬあつゝ共相見候通、八右をもつゝ、市正殿へ申入候、

市正殿前へ出候へ、内々そあつゝいれたる事誠ニ候、家うつふれんとて、れもせしらりまけあるゝ物ニ候、さてゝ笑止ある事ニ候、如此御申候、何事ハ御座候哉と申候へ、今日身を可有成敗との事ニ候と御申候、さて不慮成御仕合ニ候、とろふ可申様も無之と申候て、市正殿前を立、八右

の部屋へ參、何とありて可然哉と申候へ、八右被申候、市正心中、毛頭殿様へ對し、御如在を不被存候、其段私請あい申候、殿様へ何とぞ御申候事ハ成申間敷候哉と被申候、此間色ゝ談合御座候へとも長く候、

市正殿前へ出候て、無御如在段、乍推參、殿様へ一應申上見可申候、御心中御殘じあく、私ハ可被仰聞候哉と申候へ、無如在段々被仰候、そこふゝ人質を御出可被成候哉と申候へ、中々出し可申と被仰候、

御城へ出候へ、千帖敷之二段めニ、いまハ御入候、あいハ殿へ申候て、小々性を以、御用之事間（有方）おくへ被爲成候へと申上候へ、共、何共無御意候、又重々申上候へ、被成御立候、まやうそくの間のゑんハ、我等罷有て、いゝんの間へ被爲入候様ニ申上候へ、我等めしつれらま御入候、あいハ殿へ申候て、是へ誰も御入あるまゝ候、あいハ殿もそま御入可有と申候て、秀頼へ申上候ハ、不慮成義出來申候、何事そと被仰候、市正御成敗之事、きこへ候て、今日不罷出、屋敷へたてこをり候と申候へ、天道も照覽あれ、おれハ不知と御意ニ候、さて何とらたらハ可然と、それハれもふそと被仰候間、市正心中之通、八右衛門ニ尋候へ、毛頭市正二心ある義よてハ無御座候、さゝ

一ノ政秀頼
且元一政
且元一政
且元一政

淺井氏秀
頼ヲ召ス
且元家臣
邸内ヲ固
ム

へふくあゝく御耳ふ立候物ふく可有之由申候、又市正にも承候へハ、人質
を出し可申由申候、是より市正心中ハ、これ申候、御手廻少々被召連、市正處
へ被成御座、御頼候て可然と存候、昔信長様おとあむるんを仕候時、う様ふ
被成さる由承及候、其上市正ハ人まぢを出し可申と申候、此上を御疑可被
成事ふくハ無御座くと申上候へハ、あそらく御思案有く、さまとも市正心
中これぬ事ふ候、又何とあそらハ可然と思ふと被仰候、此上ハ只今御せい
もんふく候間、其旨御書を被遣、市正心中御き、可被成候、尤候、さらハ御書
を可被遣候と被仰候内ニ、御ふくろより、おいく、ふつういふく、かくへ被
爲入候へと、御使ニ宮内卿、右京大夫參候、さて帝鑑之間、かくとおもての
間ろろくへ御出候へハ、市正殿屋しきへ、下やしき、ひきもちきらす人數
籠申候躰、目之下に見へ申候、
御書をろろくふて、我等と御相談候て被遊候、まろき文箱ニ御入候、符ハ我
等つけ申候、土肥少五郎ニもさせ被遣候、返事御待候て、ろろくハ御入候、奥
より心をとあかり、先奥へ被爲入候へと、あきりハ御つういニ候、我等も申
上よくき事ふ候へと、ろやうの事ハ、女房衆の存事よてハ無之候と申候

秀頼書ヲ
且元ニ與
フ

且元ノ返
答

秀頼再ビ
且元ヲ召
ス

且元有樂
ノ邸戒嚴
淺井氏ノ
助言

へハ、はついの者をとくしく御あかり候へハ、二度使不參候、
市正殿ハ返事ふハ、少も御如在を不存通段々申ひらき、さて御せいもん狀
冥加なく難有候との返事ふく候、秀頼被仰候ハ、此上ハ何とあるへき哉、私
申候、此上ハ御使を以、可被仰遣候哉と申上候へハ、誰うはつういニハ可然そ
と被仰候間、八右衛門ニ致談合可申上候と申候、我等ハ屋敷へ參候、
八右、平右被申候ハ、此御使ニハ、主膳殿可然と存候、八右又被申候ハ、口利口
ニ物申人なまき共、う様の事ハ埒明り申候、さらハ誰うよく可有と談合申
候へハ、秀頼様へも直ニ物申入てあくるハあましく候とて、誰うまと申内
よ、速水甲斐守可然との事ニ落着申候、此返事遅候とて、あいを殿のやしき
ハ、我等をよひよ來、何とて返事ハそく候やと御意のよし、あいを殿を御使
よて被仰候、此間何と仕候哉失念申候、そろくくと夜よ入申候、其内市正殿
屋敷有樂の屋敷へハ、具足かふともさせ、只今事出來候様ふむしめき申
候、修理内藏助、長門あとのハ、屋敷ニかゝミ居候てあんき致候由、後ニ承候、
甲斐守御使よて召候へハ、大すミ與左衛門方へ振舞ふ參、酒ニ少酔て登城
候、我等をハ市正ひいきと御袋思ハれ候哉、先甲州をろろくへよひ、あそら

一守政速水
二再下且共
三使元邸ニ
四且スノ返

正榮尼

且元有樂
邸ノ兵ヲ
撤セシメ
トラ求ム

くあいに有て、我等をゆしよて、孝さの状よいふとく、甲斐守ふいひ渡し候間、同心して市正によくいへと御意候。
市正殿へ参候へ、居間よりをく南のかさの座敷へつれえ御入候て、二心あき段々被仰聞候様拙子承候て、則兩人御城へ参候へ、たき火此間ノ中の柱よ、秀頼ハをさまき御入候、大藏卿、正永其左のうさよ伺候ニ候、奥とおもてとの間よ、菊の屏風たちて、おふくろ御入候て、此返事を御き、候、如御存知、甲州無口ニ候ゆへ、あらまし申上、さて其様子我等ふ具ニ申上よといひれ候間、市殿御申候通不殘申上候、然處に正永脇より申候ハ、市正殿屋敷へ人數を御集め候ハ、何事小候や、我等申候ハ、市正を御成敗あるべきとの事、家頼のもの共き、つけ候てこもり申と相見候、此分よき、とくくのあいらひ無之、れくへ御入候て、榎島玄蕃を召、市正心中きりせ、御満足有るとて、めいさ、呉服を我等そくり被下候。
八右、多羅尾半、左衛門をせ、茂の間へ参候、甲州我等をよひ、只今御兩人へ市正申上候通、於御同心、今夜の内ニ有樂へこめさせられ候、御人數を御のけ候て可被下候、市正屋敷にこそり候者共、皆おい出し可申候、此通御兩人

淺井氏先
ヅ且元ノ
邸ノ兵ヲ
撤セシメ

秀頼七組
頭ト議ス
一政ノ奔
走

織田常眞
且元ニ内
報ス

様へ得御意候へと市正申候、此通秀頼おく小御座候ニ付、使を以申上候へ、秀頼の耳へはたてず、御ふくろより返事ときこへ申候、先市正人數をのけさせ、其後、有樂處の人數をもの事候へと被仰出候、甲州あさまをりきあくら、うやうあ事、何もあらぬ事ニ候、我等申候ハ、かこまりたと被仰候て、一度は御のけ可有候、尤候、さらえ其通れくへを申、市殿へも返事可申候、此分ニ相濟、扱市正殿へ、貴様如御存知、甲州我等檢使よ参候、有樂へ、榎島玄蕃、永翁参候、是ハ廿三日之夜の事ニ候、
御城へ、市正殿ニおそきて、一人をあり候事、いつとも不成、當番榎島、溝口新助、永翁計ニ候、夜更七組を召、御談合ニ候由ニ候、是ハ我等ハ不存候、廿三日朝四つ時分よりの事ニ候、大事出来候と存候て、七組ををしめ、一人もはらたしを不仕候、我等一人指出埒をあげ、無事をと、のへ、人數を其夜ふのけ申候、我等不罷出候ハ、大事急ニ出来候ハんと存事候、寄親へ之奉公ニ可罷成と存候、
常心より、佐々雅樂助を以、市正殿へ御あらせ、廿三日四つ時分ニて可有と存候、市正殿へ、北村宗右衛門申由候、我等やしきへ出候、御城へあ

大野治長
且元ヲ討
タントス

一政且元
邸ヲ守ル

り候時迄ハ、何之沙汰も無之候、
 廿四日、平右荒木勝太などハ、右のへやふて談合ニ候、水の手より、市正殿御
 城へ御上り候て、城を御持堅め候て、修理あと可被仰付事候、此通市殿へ申
 度よしニ候、我等ニ申候へとの事候間、右之通申候へとも、無御同心候、其時
 市正殿へ達申候、あらく候間書不申候、
 廿六日、修理諸牢人を召連、御城へたてこえり候、市殿を可打果用意ニ候、
 我等義ハ、市正殿寄親又ハともあき人を、まふしん成義と存候、又ハ人の
 おちめをハ主を捨ても見つき候事、侍のあらいの由聞及候ゆへ、市殿屋敷
 へ具足を着、上ニさる物きて、市正殿前へ出申候、主膳殿ハ、北北障子置きニ
 御入候、我等ハ南の方ニむくいあい居申候、市殿ハもん所のあるきる物う
 へり夢て居間に御入候、夢いふと申ひくふ、不んにむりゆをすゑて、あハ
 さ、しくもちて参候へハ、市殿御あうり候て、六左衛門御申付候て、ゆ
 をせんふすゑて出、さて酒出申候、ゆるくと御咄候、かうらいの事、又
 丹後よ急あるやう申候へ共、ふるをたうせて入候、主膳丹後よての事ハ
 ゑり可申候と御物うよりニ候、其内大橋長左衛門御城より人数可出てい

ふ御座候と申來候、我等申候ハ、たくの御ままいを被仰付可然候哉と申
 候へハ、酒をとり申候、九左衛門子喜四郎のまやくを取候かと存候、主膳殿
 我等に御申候ハ、我々妻子ハ、何と可仕候哉と、市正殿をうら、い、我等ふ御
 といふ、我等申候ハ、別くふハ、ままいゆき可申候、此方へ御よひ候て、御一
 所に可然候哉と申候へハ、市殿其分可然候、乍去今少待候へ、重多左右を可
 申候と御申候て、おくへ御入候、其時ハあしをやおおくへ御入候様ニ覺申
 候、居間ふくハ、いっくよもゆるくとまゑるていふて候、其ゆへ屋敷中さん
 こ静りて御入候、

夜よ入様子を見可申と存、政所様屋敷主膳殿屋敷まきひとり参候へ共、
 誰ふを逢不申候、そまよ上屋敷の番所へ参候て見申候へハ、歴々の者共
 ちつまりうつて物音をせに居申候、櫻のま、のむらふの矢倉ふを鉄炮有
 さ、寝躰ハ候、是ハ、慥ふ見不申候、田邊九兵衛我等ふ出むらひ、是へ参候と申
 候、

采女殿屋敷へ参候へハ、出雲殿と兩人一所ニ具足を床の上ニおき、其前
 へ御入候、我等参候を見候て、御か、のしをもちて被遣候、そこふて出雲殿

氣を洗せられ、鎧を取寄、此鎧はよくとをり候間、をち候へと御申候、十四日五ふく可有之候、今存候へ、きとく成心得ふて候、さすう市殿の子よと候と存事候、あんのとく、七日合戦、手ニ御合候、如此ニ候へ共、其夜を無何事候、

第十二編之十五

慶長十九年

○十月一日、片桐且元、大坂ヲ退去スル條、秀頼事記ノ前

〔淺井一政自記〕

廿六日九月七日、失念申候、七組衆速水甲州へ寄合候

て、我等淺井一政ト改ム後、多羅尾半左衛門ニ參候へ、談合申度事候と申

來候へ共、我等をハ市殿御やりあく候、半左衛門參候、七人の衆被申候ハ、取

前つつい濟候、市殿無如在段相濟候處ニ、又如此の仕合可有義ニあらず

候と御城へ申上候へハ、御同心ニ候、左様ふ候者、寂前筋目ふ今日人質を御

出し可有候哉との事候、市殿御聞候て、出雲殿を甲州屋敷へ被遣候、則御城

へ御意を得、出雲殿を返し申候、

廿七日九月日、すま申候、市正殿無如在段聞召と、事候へ共、今度御城下へ人

數を入候段、きこへぬと被思召候ハ、一端寺住居を可仕候、以來ハ、殿様御

息女候間、出雲ふ可被遣との御意候事、

右之仕合故、市殿御算用を御と事候て、帳を御城へ御上候て、皆濟帳御取候

由ニ候、

七組頭謀議ス

且元人質ヲ出ス

且元ノ人質ヲ返ス

且元算用ヲ引繼グ

九月廿九日晦日失念申候我等も迄きて御退可有候間其用意致候へ
と市殿御申候御尤ニハ候へ共市正殿御立退候者大坂ハヤリて相果可申
候間あとに殘可申候今まてハこゝへの御奉公ふて御座候と申候ハハ
色々被仰事も候へ共かゝく申付さらそ丹後方へ市殿可被仰候間あ
そこへ行ひ事いとし候へと御申丹後殿我等も無等閑候と申候て丹州
へえいごこゝ竹田大阿彌おや兵助を頼候て修理ニとハリを申候ハハ修
理聞分ふよりおやへ之たのも一筋ニ候秀頼へたいし逆意と可存者
ふあらば候と申候て秀頼へ申上御赦免被成候されともうさうハハ御懇
ふりの無之候此間ふあら木勘十郎あとい谷町ふく打殺申候

〇同條、二五頁、Crasset, Histoire de l'eglise du Japonノ前

〔韓川筆話〕 三 宮田話

攝州とつや村三衛門ハ秀頼公七十万石の内乃地面の庄屋也片桐市正城
ハ東武へ行んとせしを道よて討とめんとせしうと得うさば落城の後三
衛門を江戸へめし甚御とめよハ庄屋の身分として何として大將へ矢

をいけしよや對ていそく私勿論輕き者あれ共秀頼公知行の地も居申
うらハ大坂の城ハ落人となり行をハとくく打とめ申心さし也さ
れ共百姓の事よて力ハ不及ハ是非あき事也扱又其時分ハ何の御沙汰も
なく只今ケ様ハ被仰候ハ御尾籠之様ハ奉存と云其趣東照宮聞し召左様
之者ハ百姓共之騒動もせる時のまつめ之爲ハある者也其爲ニ其儘ハく
うよいと御説ニて御免を蒙りとつや村へ歸り于今其子孫つゝき居る
よし

〇同日家康松平定勝ニ命ジ伏見城ノ守衛ヲ嚴ニセシムル條、四五頁、條末

〔國友文書〕

請取申御鉄炮之事

- 一 貳丁ハ 百目御筒
- 一 五拾壹丁ハ 三拾目ノ御筒
- 一 壹膳 百目玉いっさ
- 一 八膳 三拾目ノいっさ

以上合五拾三丁大小共ニ

右之通慥請取、伏見御藏ニ入置申候者也、仍如件

刁拾月廿七日

豊島作右衛門殿

大岡傳左衛門

秀忠鉄炮
ヲ鑄造セ
シム

預り申將軍様御筒之事

一七丁ハ 百目

一壹丁ハ 但大目尺短シ 百目

一拾丁ハ 三拾目

是臺金具共ニ何封之儘

一貳膳 百目ノいかさ

一貳膳 三拾目ノいりさ

右預り申所實正也爲其仍如件、

慶長拾九年

刁霜月十七日

大岡傳左衛門

豊島作右衛門殿

○十月八日、竹中重利、駿府ニ抵リ、家康ニ謁スル條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加
フ、二三三頁、

福島正則、書ヲ秀頼母子ニ送りテ、關東下向ヲ勸ム、

〔大坪文書〕○福島家
舊藏文書

乍恐謹多致言上候、先以其表之儀、何と哉覽承及乍恐驚入奉存候、此以前、
秀頼様御事、下々何角申成候儀も、兩御所様御座所程御遠き故りと、乍恐奉
存候、とろく年内ハ余日も無御座候へ共、御袋様江戸被成御見廻候様ニ、年
内中ニ御下向あさせられ候て、いり、可有御座候哉、定る秀頼様ハ御袋
様へ、右之御様子被成御意候儀、いり、と可被成思召候へ共、此度之御事ニ
御座候間、御袋様御取あへずニ御下國被遊來年ニ罷成候者、秀頼様御分別
を以、駿府江戸へろろくと被成御見廻候て、其上ニて御袋様之御上洛被
遊候様ニ、御沙汰被成候て、いり、可有御座候哉、右如申上候、此已前御所
様との御間、何かと申成候へ共、今日ニ至迄、御所様よりハ御ちりひの様子

福島正則
秀頼ニ關
東下向ヲ
勸ム

ハ無御座躰と承及候、とく四方の取沙汰ハ有無ニ御すて被成、是非ノ御親子様の御内、年内ニ可被成御下向御分別御尤くと奉存候、せがものやうニ憚ある儀申上候事、御機色いゝと奉存候へ共、太閤様之御恩をいび請申儀ニ御座候へハ、秀頼様御ためも、彌よき様にと奉存、乍恐申上候、恐惶謹言、

十月八日

進上

秀頼様 ○本書署名ヲ缺クト雖モ、文意ニヨテ正則ノモノト認メ、茲ニ掲書ス、

○十月八日、板倉勝重、奈良奉行中坊秀政ヲシテ、戦備ヲ修メシムル條、ニ

八頁、参考ノ前

〔春日神社文書〕 五十

以上、追々爲御樽代、鳥目貳十疋致拜受候度々御懇之段、忝存候、將亦玄正寺村出入之儀も、西寶院、圓招寺御兩所へ、書狀遣申候、以上、從五師中被仰下之旨奉得其意候、唯今爲其許御仕置、中坊左近殿御置目之

條、能々被仰入尤奉存候、於様子者、宗乘房へ申入候、此旨可被得尊意候、恐々謹言、

川那部八右衛門尉

〔花押〕

拾月十一日 ○慶長十九年

興福寺

御役者中

○同條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、二四二頁、

板倉勝重、石清水八幡宮社務ニ命ジテ、武具兵糧ヲ大坂ニ輸送スルモノヲ監視セシム、

〔石清水文書〕 三

尙々、委細藤林市兵可被申入候、以上、急度申入候、大坂へ於其元、窄人并小者相拘、其外兵糧鉄炮之玉藥以下買下候、由候間、八幡橋本町中へ被相觸番をせ、武具糧米大坂へ下不申候様ニ可被仰付候、恐々謹言、

八幡橋本町中へ番ヲ置ク

御用人 三百石 色龍雲	同上 横田三郎兵衛	同上 青山彌次兵衛	二百五十石 井出兵右衛門
天野助太夫	同上 曲淵八右衛門	同上 青木忠右衛門	同上 石原十左衛門
朝倉善右衛門	同上 土屋春阿彌	同上 朝比那茂左衛門	同上 山木彦十郎
百五十石 杉浦又左衛門	百石 天野勘七	百五十石 瀧見左平	同上 中根全右衛門
三百石 岡野留之助	二百石 萩野久左衛門	二百五十石 葦山八左衛門	同上 平尾源右衛門
百五十石 夕庵	三百石 天野久右衛門	同上 大久保太兵衛	二百五十石 藤澤權左衛門
御足輕頭 千石 松平新太郎	千三百石 都筑忠兵衛	千石 石川勘解由	五百石 小笠原勅頁
同上 舍人八左衛門	同上 岩瀬權左衛門	七百石 中川庄藏	同上 前田平兵衛
同上 前田市兵衛	六百石 野村清次郎	同上 平岩九郎左衛門	五百石 嶋澤九兵衛
五百石 服部次郎左衛門	同上 寺西半左衛門	同上 朝岡平兵衛	同上 大津久左衛門
四百石 月田庄助	同上 松井七太夫	三百石 長岡庄左衛門	二百五十石 山崎七右衛門
三百石 小林長右衛門	二百石 増田五兵衛	二百石 福井太郎助	
御弓衆 七百石 安部勘兵衛	六百石 古屋庄右衛門	四百石 加藤孫太郎	四百石 安藤九左衛門
三百石 上野小左衛門	同上 平岩彌五助	同上 内藤左平	同上 岡寺兵助

二百五十石 竹林	同上 深尾五右衛門	同上 豐嶋五兵衛	三百石 河瀬權内
御使番衆 五百石 富永源次	七百石 杉山次郎大夫	六百石 河野權兵衛	同上 小關三五郎
五百石 戸田右馬允	同上 室賀久太夫	同上 水野佐右衛門	同上 相田權之丞
四百石 小笠原半彌	同上 大嶋七郎右衛門	同上 石黒勘右衛門	同上 魚住半右衛門
御道具奉行 五百石 左田與平	二百石 尾崎内藏介	三百石 平岩七兵衛	二百石 中村平左衛門
五百石 戸田忠兵衛	同上 小崎傳左衛門	二百石 鈴木五郎左衛門	三百石 木村吉左衛門
同上 寺尾與兵衛	二百石 日向三右衛門		
御馬廻衆 千石 山下三郎	同上 興津求馬	同上 河野庄助	三百石 河野藤藏
四百石 彦坂主膳	五百石 安藤太郎右衛門	四百石 新田友作	同上 西郷十太夫
同上 加茂茂兵衛	同上 田代内記	三百石 石黒太郎右衛門	同上 山本内藏之助
同上 平岩彌兵衛	同上 富永權兵衛	二百石 尾崎吉十郎	四百石 松井勘助
二百石 平野勘右衛門	同上 西郷庄右衛門	同上 林惣左衛門	同上 加藤三十郎
六百石 下方左近	千五百石 伊桑縫殿介	六百石 津田新十郎	
御馬廻			

千五百石	成瀨内匠	六百石	岩平	同上	原圖書	五百石	甲斐庄三郎
四百石	岡萬以	同上	谷口安右衛門	三百石	佐々又左衛門	三百石	新見才兵衛
同上	高梨甚兵衛	七百石	山本七郎	二百石	小野澤五郎兵衛	三百石	四村惣兵衛
同上	江坂忠兵衛	四百石	安井將監	三百石	林喜右衛門	同上	今井伊兵衛
四百石	興津喜右衛門	同上	渡邊次郎右衛門	同上	宮川助兵衛	貳百五十石	服部小十郎
同上	羽鳥喜三郎	八百廿五石	武藤左吉	千石	德山半兵衛	同上	村井金十郎
御馬廻り	遠山掃部組	四百石	清水兵助	五百石	岡部右近	七百石	加藤忠八郎
六百石	鳥居源兵衛	四百石	嶋田太左衛門	四百石	中野半平	四百石	久野奎太夫
五百石	尾崎半平	三百石	稻生久左衛門	三百石	野中四郎左衛門	三百石	木原甚左衛門
三百石	遠山傳十郎	貳百五十石	宇野朱左衛門	貳百五十石	井賀與右衛門	貳百五十石	加藤與太夫
貳百五十石	岩田仁左衛門	千五百石	水野伊豆	貳百石	鈴木水右衛門	千石	稻留平左衛門
川善彌	御馬廻り	市邊虎之助組	阿知波加右衛門	三百石	增嶋六右衛門	三百石	柿沼金三郎
五百石	市邊惣十郎	三百石	大橋勘左衛門	四百石	天野四郎兵衛	五百石	遠山七左衛門
四百石	豐田太郎左衛門	三百石	伊桑勘太郎	八百石	堀田治右衛門	三百石	馬場三右衛門
五百石	興津伴左衛門	三百石	津金修理組	貳百五十石	藤助兵衛	貳百石	服部十左衛門
三百石	三浦縫右衛門	貳百五十石	佐兵衛	貳百五十石	助兵衛	貳百石	服部十左衛門

貳百五十石	川覺助	貳百五十石	三宅佐兵衛	貳百五十石	藤助兵衛	貳百石	服部十左衛門
七百石	津金修理組	三百石	嶮野彌五兵衛	三百石	青山彌七	三百石	津金利兵衛
貳百石	水野甚七	二百五十石	山寺四郎右衛門	貳百石	曲淵仁左衛門	貳百石	山寺甚兵衛
貳百石	日向新八	四百石	秋山治右衛門	三百石	小野利右衛門	五百石	大森甚太郎
貳百石	知見寺小左衛門	四百石	平岩左馬介	三百石	野呂清太夫	貳百石	曲淵六兵衛
貳百石	伊藤忠吉	貳百五十石	坂井源左衛門	貳百石	伊藤權左衛門	貳百石	馬場七左衛門
貳百五十石	須野崎清兵衛	貳百石	跡部又兵衛	二百石	小崎九兵衛	貳百石	青木久八
二百石	尾崎與十郎	貳百石	鈴木外記	三千石	村十五兩	三千石	澤井十五兩
小尾藤五郎	御寄合衆	二千六百石	兼松十四兩	二千石	大道寺十一兩	貳千石	横井伊織
千五百石	荒川治郎九	貳千石	竹中十一兩	貳百五十石	市野太郎左衛門	二千石	松本孫三郎
二千石	生駒因幡	四百石	山十七兩	三百石	長谷川五左衛門	二百石	久米久左衛門
千石	水野八兩	百五十石	坂井伊左衛門	四百石	高木外記	二百石	久米久左衛門
貳百石	西澤平右衛門	三百石	清水兵右衛門	四百石	高木外記	二百石	久米久左衛門
三百石	鹽屋金右衛門	三百石	水野長兵衛組	四百石	高木外記	二百石	久米久左衛門
三百石	勘右衛門	三百石	土屋清九郎	四百石	高木外記	二百石	久米久左衛門

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

二百石 南條左吉
 千五百石 十兩 壹万石 水野兵左衛門
 千石 賀與八郎 〇渡邊半藏
 〇寺西三九郎 貳百石 小野田源太
 貳百石 賀理助 高麗又五郎
 貳千石 藤田十一兩部
 〇藤田右衛門
 千五百石 十兩 〇原田右衛門
 貳百石 金子庄三郎
 貳百石 岡野又四郎

竹腰山城守同心從是外據御直參ノ外ト云
 貳百五十石 二兩二分 四百石 四兩二分
 神屋又右衛門 平岩彌五助
 三百石 三兩二分 小笠原治兵衛
 後藤庄太夫 長坂傳六
 尾崎權内 尾崎三助
 同上 植松庄左衛門
 同上 大竹彌太夫
 同上 佐藤助作
 同上 近藤彦六金六
 同上 岡崎太郎兵衛
 同上 彦部忠右衛門
 同上 加藤茂助
 同上 田中市藏
 同上 尾崎彦六
 同上 近藤惣十郎
 同上 近藤善右衛門
 同上 尾崎金平
 同上 大澤彌次右衛門
 同上 久々井權助
 同上 岩付作右衛門
 同上 木村彌平
 同上 宮崎吉左衛門
 同上 越山作兵衛
 同上 松井傳助
 同上 石原金十郎
 同上 次市右衛門

同上 山崎七郎右衛門

成瀬半人正同心

渡邊飛騨守同心飛騨守同心三十分有之候
 千五百石 十一兩 五百石 五兩
 佐枝主馬 平岩五郎
 同上 天野伊豆 七百石 天野伊豫
 四百石 四兩二分 同上 荒川土佐
 同上 小畑惣兵衛 同上 平岩五左衛門
 平岩傳右衛門 三百石 海保三郎右衛門
 三百石 鈴木權太夫 三百石 深津理兵衛
 五百石 青山作兵衛 三百石 中根清太夫
 同上 岡田八兵衛 同上 高橋九兵衛
 同上 杉浦太郎右衛門 二百石 天野吉内
 同上 野呂瀨主膳 同上 志村孫左衛門
 貳百石 上田久兵衛 貳百五十石 松平三彌
 同上 三澤六左衛門 同上 本多與次右衛門
 同上 長谷川藤兵衛 同上 竹居市之右衛門
 貳百石 平尾長兵衛 同上 淺羽八太夫
 千石 小笠原土佐守 同上 吉田作右衛門

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月
貳百石 原田市左衛門

四百石 伊奈久兵衛
貳百石 平野勘太郎

○十月二十二日、家康、竹中重利ヲ安藝備後ニ遣シ、福島正勝ヲ促シ、兵ヲ

率キテ、大坂ニ會セシムル條、五八〇頁攝戰實錄ノ前、

〔大坪文書〕○福島家
舊藏文書

(表紙) 慶長十九年

備後守様大坂御陣への御備御人數之帳

十一月六日

福島氏從
軍人數

一番備

一番まへ

一壹万四千二百五十石 福島丹波

此外六千石ぢぶん留主居

一二千三百石 つく田又右衛門

此外二千石代官二引

本城與太郎組

一二千二百五十石 本城與太郎

一三百石 奥野正左衛門

一壹万三百石

大崎玄番

一四百石

一三百石

鈴木二郎兵衛
今井左兵衛

一二百七十石 上田左平太

一同百石

一二百三十石 岡田少助

一二百六十石 谷田仁右衛門

一二百三十石 森勘右衛門

一二百三十石 長田五郎助

知行合六千七十石

まへへ五郎右衛門組

一四千石 まへへ五郎右衛門

一千石 堀田角左衛門

一四百五十石 上月正介

一三百石 いぬい半三郎

一二百五十石 友松長三郎

一三百石 戸田九左衛門

一二百五十石 松浦太兵衛

一三百七十石 伊藤小左衛門

一十五人ふち 志んぐ善兵衛

知行合九千九百三十石

一三百石

一三百廿石

一三百石

一三百十石

一三百石

一千二百石

一五百石

一三百六十石

一三百石

一二百五十石

一二百五十石

一十三人ふち

一十五人ふち

山田勘助

林五右衛門

上田助之丞

山路久藏

大西嘉右衛門

いぬま勘平

大矢吉右衛門

上月次右衛門

服部金右衛門

平井半右衛門

淺野正右衛門

田中忠右衛門

森長右衛門

上田長兵衛

ふちろと合四十三人ふち

蜂屋市兵衛組

一千五百三十石	蜂屋市兵衛	一八百三十石	鈴木彦之進
一四百五十石	西助右衛門	一四百十石	白井與助
一千石	林土佐	一三百七十石	山田平兵衛
一四百石	武藤吉右衛門	一三百石	つく田彌右衛門
一二百七十石	關小左衛門	一三百石	下村作右衛門
一四百石	午田十兵衛	一三百四十石	富田清十郎
一二百六十石	ふじ野半左衛門	一三百石	湯淺半右衛門
一三百三十石	佐々木兵藏	一十五人ふち	竹内三右衛門
一廿人ふち	林權七郎	一十五人ふち	谷彌平次
一十五人ふち	蜂屋市左衛門		
知行合七千四百九十石			
ふちろと合六十五人ふち			
澤井右京組			
一二十石	澤井右京	一八百石	野間忠助
一三百四十石	寺西孫左衛門	一四百石	水野五郎兵衛

一三百廿石	梅ヶ原平兵衛	一三百石	松浦正左衛門
一二百七十石	川村權内	一三百石	神野作十郎
一二百石	鶴殿清兵衛	一百五十石	近藤市右衛門
一五百石	坂井彦太郎	一二百六十石	みやげ權右衛門
一四百石	赤林四郎右衛門	一十五人ふち	つく田半三郎
一十三人ふち	高野善右衛門		
知行合六千二百四十石			
ふちろと合廿八人ふち			

柴田源左衛門組

一三千石	柴田源左衛門	一千六百五十石	福島藤右衛門
一八百石	悪川與惣右衛門	一三百五十石	村田太郎右衛門
一四百石	川瀬忠兵衛	一三百十石	星野半介
一三百五十石	佐藤八左衛門	一二十石	伊藤万右衛門
一四百石	山川八兵衛	一三百廿石	柴田藤十郎
一三百廿石	家所忠左衛門	一二十石	仙石猪右衛門
一六百石	小出勘右衛門	一廿人ふち	岡田三彌
一同ふち人	山田作兵衛	一十三人ふち	柴田左兵衛

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

知行合八千八百七十石

ふちろと合五十三人ふち

二千五十石

仙石 但馬

鉄炮 三十人

同 人

六百石

衣川 正兵衛

鉄炮 廿人

同 人

馬乗合八十九人

鉄炮合百十五人

知行合六万九千七百石

ふちろと合百八十九人ふち

二番さかへ

壹万五千石

尾關 石見

此外六千石ぢぶん留主居

尾關右衛門太郎組

一五千五百九十石

尾關右衛門太郎

二百六十石

笹野 平兵衛

二百五十石

山田四郎右衛門

七百石

加藤五左衛門

鉄炮 三十人

同 人

九百石

久方助三郎

鉄炮 三十人

同 人

二百七十石

森 忠三郎

二百七十石

川村七兵衛

二百八十石

小山忠右衛門

四百石

竹市九郎二郎

知行合七千三百廿石

うま田主殿組

一三千石

うま田主殿

四百七十石

松田四郎右衛門

四百石

佐久間右馬助

四百石

土屋小左衛門

二百五十石

星野猪三郎

三百石

井上平七

三百五十石

川崎忠左衛門

三百石

田内正太郎

一十三人ふち

渡瀬市助

知行合九千百十石

ふちろと合四十五人ふち

梶田新助組

一千三百石

梶田新助

四百五十石

山住平二郎

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一千五百石

阿多木四郎右衛門

六百石

南部助之丞

三百十石

堀田勘右衛門

二百七十石

豊永藤兵衛

三百石

丹羽野七左衛門

三百六十石

服部源左衛門

一十七人ふち

林 十三郎

一十五人ふち

小池茂兵衛

山本四郎右衛門

八百石

寺西傳右衛門

三百石

石川猪之介

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一二百八十石	安田平三郎	一三百石	堀田彌五右衛門
一二百八十石	野間新右衛門	一二百九十石	加々見久左衛門
一二百六十石	黒部喜兵衛	一二百三十石	松本甚右衛門
一二百三十石	森角左衛門	一二百五十石	矢次野平兵衛
一三百石	梶田太左衛門	一三百石	竹市清三郎
一二百五十石	吉崎二郎作	一三百石	梶田太兵衛
一二百四十石	仙ガ九左衛門	一二百六十石	梶田六左衛門
一二百三十石	松江孫右衛門	一二百三十石	梶田八右衛門
一二百三十石	平林五左衛門	一十三人ふち	一條正兵衛

知行合七千三百十石

ふちり合十三人ふち

林龜之助組

一千八百石	林龜之助	一三百廿石	川瀬喜兵衛
一千石	奥田左太郎	一千石	高崎土佐
一二百五十石	星合九左衛門	一三百石	山田五右衛門
一二百五十石	青木小兵衛	一二百石	吉田久左衛門
一二百石	鈴木孫作	一二百三十石	牧村喜兵衛

一二百石	大野正介	一二百五十石	森次右衛門
一三百石	牧神兵衛	一百八十石	杉角右衛門
一三百石	西田加左衛門	一三百石	山口三右衛門
一二百五十石	長谷川九兵衛	一三百石	原田與右衛門
一三百石	こき勘兵衛	一三百七十石	長尾七右衛門
一三百石	川崎里右衛門	一四百石	森助兵衛
一廿人ふち	加藤源左衛門	一十人ふち	西田二郎九郎

知行合九千石

ふちり合三十人ふち

高月左助組

一二千石	高月左介	一五百石	關澤半兵衛
一二百六十石	尾ヶ田三郎四郎	一二百六十石	坂野正兵衛
一二百三十石	中島正五郎	一七十七石	比禰野助九郎
一百五十石	大房勘右衛門	一二百四十石	中尾五郎右衛門
一二百六十石	平野惣右衛門	一二百七十石	山田半平
一二百八十石	牧田猪左衛門	一二百九十石	服部傳右衛門
一二百六十石	齋藤武左衛門	一三百石	市橋五右衛門

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一 三百石	黒部半十郎	一 三百六十石	石原神左衛門
一 四百石	梶原平助	一 五百石	坂井八右衛門
一 廿五人ふち	橋本傳十郎		
知行七千六百六十石			
ふちりと合廿五人ふち			
松田下佐組			
一 三千六百石	松田下佐	一 三百五十石	平田神右衛門
一 鉄炮五十人	同 人	一 四百石	鳥久い助左衛門
一 二百九十石	齋藤正兵衛	一 四百石	安井半右衛門
一 三百石	栗本内藏	一 三百八十石	下村助左衛門
一 三百十石	林次左衛門	一 三百四十石	北三右衛門
一 三百五十石	坂井茂右衛門	一 二百八十石	松田六右衛門
一 三百六十石	林九郎右衛門	一 二百六十石	中村庄兵衛
一 二百七十石	伊藤彦右衛門	一 四百十石	山住次右衛門
一 二百五十石	黒坂二郎助	一 三百六十石	伴野平兵衛
一 三百五十石	えの野清八		
知行合九千二百六十石			

旗本備

一 千石	知行惣合六万五千六百六十石	馬乗合百十人	ふちりと合百十三人ふち	鉄炮合七十人	備後守様	御と本さへ	一 四千四百四十石	長屋集人	此外六千石ちふんノ留主居	武藤修理組	一 三千五百五十石	武藤修理	一 八百石	とよ永惣右衛門	一 四百五十石	水野勘四郎	一 二百石	三輪彌市郎	一 二百廿石	山川九助	一 三百十石	坂井作兵衛	一 同 六十石	川原六助	一 二百五十石	大島茂右衛門
一 鉄炮廿人	同 人										一 千三百石	伊藤半左衛門	一 六百石	廣瀬勘平	一 三百石	杉浦二郎作	一 二百六十石	奥里助	一 三百十石	服部傳七	一 二百六十石	佐久間忠三郎	一 同	湯淺四郎兵衛	一 二百五十石	青木彌兵衛

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一同五〇石	小川勘右衛門	一三百八十石	すゞ左兵衛
一二百三十石	杉平右衛門	一二百三十石	水野茂兵衛
一七十七石	梶田吉之丞	一四十七石	加藤金右衛門
一二百五十石	片山長左衛門	一二百石	あゝ木半兵衛
一同百〇石	齋藤八郎兵衛	一百五十石	勝田庄三郎
一同十〇石	片山久七	一十七人ふち	神部甚右衛門
知行合壹万二千六百八十石			
ふちろと合十七人ふち			
一七千四百九十石	津田虎之助		
齋藤無右衛門組			
一千五百石	齋藤無右衛門	一五百六十石	足田忠助
一四十七石	うさゝ惣十郎	一千石	木下四郎兵衛
一三百七十石	奥小左衛門	一四十七石	間嶋清左衛門
一同百〇石	山川半平	一四十七石	齋藤傳八
一三百九十石	瀧吉兵衛	一三百五十石	久所九兵衛
一三百三十石	林久兵衛	一同三十石	中野勘右衛門
一三百四十石	高田庄右衛門	一三百石	水野平左衛門

一同百〇石	伊藤勘右衛門	一二百六十石	山口惣左衛門
一二百九十石	淺岡三右衛門	一二百五十石	瀧次右衛門
一三百石	平井彌右衛門	一二百五十石	林傳三郎
一三百石	中村平右衛門	一二百七十石	山田又右衛門
一十五人ふち	齋藤源二郎	一十三人ふち	谷崎平右衛門
知行合九千三百四十石			
ふちろと合廿八人ふち			
黒田藏人組			
一二千八百石	黒田藏人	一二千石	山中折部
一六十七石	林作十郎	一同百〇石	坂井平七
一五百石	海津太左衛門	一三百廿石	林久左衛門
一四十七石	山村源内	一三百廿石	松崎龜右衛門
一二百五十石	ひゞ市右衛門	一二百七十石	篠田半右衛門
一三百石	藤治太郎左衛門	一二百五十石	鈴木九右衛門
一同五〇石	小村傳右衛門	一同	奥山喜右衛門
一同	武藤九郎右衛門	一二百石	富永傳右衛門
一同百〇石	高橋角介	一三百石	梶田七之介

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一十五人ふち 山田 小介

知行合壹万百六十石

ふちり合十五人ふち

村上彦右衛門組

一二千七百石 村上彦右衛門

一三百廿石 澤 孫二郎

一三百石 小波權右衛門

一三百石 石川傳右衛門

一二百五十石 水越正左衛門

一三百四十石 前嶋 藤六

一二百八十石 ちやう田左介

一二百五十石 一柳清兵衛

一二百九十石 村上才藏

一十三人ふち 早川孫兵衛

一同 川村新兵衛

一同 つせい孫右衛門

一同 つげ長右衛門

一四百石 森 喜兵衛

一三百十石 原田甚右衛門

一三百石 岩室万右衛門

一同 林 三右衛門

一三百廿石 間野忠兵衛

一三百六十石 田屋猪右衛門

一三百石 岡田正介

一二百五十石 神部太右衛門

一十七人ふち 西田小左衛門

一十三人ふち 笹岡八右衛門

一同 平井忠右衛門

一同 村四郎右衛門

一同 山井正左衛門

一同 志ゆと六左衛門

知行七千四百七十石

ふちり合百三十四人ふち

一千五百三十石 橋本惣兵衛

一千石 湯野勘平

一五百石 赤堀平左衛門

一五百石 岡部忠左衛門

一三百七十石 うま田五左衛門

一四百三十石 いら川助作

一四十人ふち いぬまの平左衛門

同原〇三 落合正九郎

同 御甲奉行 安田久右衛門

御鍵奉行 一千七百石 いさえ長助

同 一廿人ふち 栗田藤右衛門

のり奉行 一七百人 北 二郎左衛門

一鉄炮廿人

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一七百人 渡邊彌兵衛

一六百四十石 矢とせ半介

一五百五十石 下村 藤助

一七百人 佐々木善兵衛

一三百五十石 川合右衛門八

一五十人ふち 佐々太右衛門

三原 後藤惣右衛門

同 一四百石 牧 新九郎

同 御甲奉行 柴山加兵衛

同 御鍵奉行 一五百石 星野 又八

一十五百石 長尾平右衛門

一鉄炮三十人 同 人

一鉄炮廿人 同 吉村又右衛門 人

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

のり奉行

一千石

大橋茂右衛門

一鉄炮廿人

同 人

知行合六万七千三百五十石

ふちろと合三百四人ふち

鉄炮合九十人

馬乗合百廿六人

御跡さへ

牧野主馬組

一六千石

牧野主馬

高七千石之内千石御ゆる

一千石

登城ヶけゆ

一千石

こづくり字右衛門

一三百五十石

吉村彌二右衛門

一三百六十石

北村甚八

一三百石

岡 加兵衛

一三百五十石

堀 太兵衛

一同百石

ふじの吉兵衛

後備

一同

あゝ屋清兵衛

一五百石

あゝや加兵衛

一三百石

松田五郎右衛門

一三百五十石

柴田加右衛門

一三百石

加藤市右衛門

一三百石

渡邊所左衛門

一同

吉田加左衛門

一百石

中村忠二郎

一三百五十石

萩五郎兵衛

一十三人ふち

上月六郎左衛門

知行合壹万三百十石

ふちろと十三人ふち

森平右衛門組

一千石

森 縫殿之助

一六百五十石

森 平右衛門

一千二百石

野一色すけう

一五百石

佐々惣左衛門

一四百石

岩木惣右衛門

一同百石

今井源十郎

一三百七十石

二村里右衛門

一三百六十石

森 左介

一三百七十石

ふくそ九郎右衛門

一三百石

津 田 勘 藏

一三百七十石

上田長右衛門

一四百石

猪ノ尾五郎右衛門

一三百五十石

櫻井正右衛門

一三百石

人見與次右衛門

一三百十石

上田宇右衛門

一三百八十石

奥住太郎兵衛

一三百七十石

林 次右衛門

一三百廿石

坂口太左衛門

一同二百石

山口清右衛門

一三百石

奥田與右衛門

一廿人ふち

藤澤忠兵衛

一十五人ふち

杉村長兵衛

一十三人ふち

南 吉左衛門

一十二人ふち

鈴木久左衛門

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

一十二人ふち 川喜多傳左衛門

知行合八千三百十石

ふちろゝ合七十二人ふち

坂井主膳組

一二千九十石 坂井主膳

一千石

尾藤正助

一同石千 山城左近

一四百五十石

く田織右衛門

一三百八十石 山崎半介

一四百五十石

長田小一郎

一三百石 不リへ字右衛門

一二百石

太田仁右衛門

一同 星野作介

一二百五十石

柴山正左衛門

一同五十二石 大田平助

一二百九十石

武藤清兵衛

一三百石 松山藤十郎

一同百石

柴山八兵衛

一同 沖茂兵衛

一三百六十石

山田喜之助

一三百五十石 村瀬三郎右衛門

一三十人ふち

古川太左衛門

一十五人ふち 中村万右衛門

知行合八千四百四十石

ふちろゝ合四十五人ふち

知行合八千四百四十石

ふちろゝ合四十五人ふち

一六千九百石 津田因播

一六千九百石 津田因播

惣知行合廿三万八千六百七十石

惣ふちろゝ合七百三十六人ふち

惣鉄炮合二百七十五人

惣侍合三百八十八人

慶長十九年

十一月六日

大夫 正則判

福島丹波守殿

尾關石見守殿

上月文右衛門殿

此御書付御備へ、正則様江戸ニ爲被成御座、江戸方如此ニ三人方へ被仰越、此書付之御人數備後守様御供に大坂御陣へ參候、

一正則様ハ江戸ニ爲被成御座候、江戸御屋敷ニも御人數居申候、

一廣嶋御留主ニハ、上月文右衛門居申候、廣島ニも御人數居申候、

一三原ノ御城ニも御留主御人數居申候、

〇十月二十三日、家康、頼將、宣、相踵、イデ、京都ニ入ル條、五九〇頁、参考ノ前

〔石清水文書〕 三

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

板倉勝重
家康入京
ヲ石清水
八幡宮社
務ニ告グ

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

以上

貴札拜見申候、上様明日御上着之由申來候間、可被成其御心得候、急候條早々申入候、恐惶謹言、

板倉伊賀守

勝重(花押)

十月廿日〇慶長十九年

田中御坊(秀清方)

新善法寺(重清方)

善法寺(重清方)

回答

〇同日秀忠江戸ヲ發スル條、六二二頁、沼田記事ノ次、

〔先公實錄〕

五十五 大蓮院殿信之眞室御事蹟稿地

御書摸寫

眞田圖書貫義相傳

返く、せうくん返、昨日廿三日お着と御ごちちよて候へく候へ(ハ)よろづ申り(ハ)、ト、

ひきやく給候へく候、

一いつ殿御めミへ候て、一さんのま合よて候、且つらい候ぬ、こあよよてようしやう申候へく候、いつ殿ニハ御ちんへ御さち候はす候、

一うむち殿、あいき殿ハかり御ちんへさち候よし、廿七八日よむそつとさち申候、

一うむち殿、いよ、御てきれと申候、その外うむち候事無御座候、心やま候へく候、

一ようの事とも御座候者申り、へく候、きもいり候て給候へく候、

一ろし中きけんよくゐり候、心やま候へく候、

一さへもんのすけ殿、大さうへ御入候よ申候、ト、又々、うむち殿さし物いそき給へく候、さくやまあるへく候、めてさくくしく、

十月廿四日

とさ殿

久

補遺 第十二編之十五 慶長十九年十月

二三二

信之病ノ
タメ從軍
セズ

信吉信政
代り從フ

上方手切

幸村入城

同ウミへ

綱徳原○河謹デ按ズルニ此御文大坂冬陣ノ時ノコナルベシ、
又謹デ按ズルニ此御文久ノ字ノ如クナルハ御名ナリヤ御側女中奉リ
ノ名ナリヤ知ル可ラズ御充所ハ木村土佐夫妻へ被下ナランカ但土佐
此時大坂御供ナリ兩公ハ江戸ヨリ御出馬ニテ土佐ハ上田ヨリ出立セ
シナルベシ、

○同條、六四八頁、
按文ノ前、

〔増上寺文書〕 二

謹多奉啓上、不慮ニ御出陣寒天之砌与存耳候、定多無程落着可申候條、目出
度御歸城之時分可申伸候、恐惶敬白、

普光觀智國師

霜月十五日

(花押)

進上

將軍様 御披露

五山衆家
康ニ謁ス

○十月二十六日、織田常眞信雄及ビ五山僧徒家康ニ二條城ニ謁スル條、
二頁、
按文ノ前、

〔鹿苑日録〕 二十

十月廿六日、五岳之衆到二條御城伸禮、器物者十帖一本
也、

○十月是月、板倉勝重、近畿諸社村落ニ、軍勢濫妨等ノ禁制ヲ出ダス條、
七五九頁、
三寶院文書ノ前、

〔三寶院文書〕

禁制

醍醐寺

- 一 當軍勢濫妨狼藉之事、
- 一 伽藍 并 三寶院御門跡 同 房中陣取之事、
- 一 伐採竹木之事、
- 右條々堅被停止訖、若於違背之輩者、速可被處嚴科者也、仍執達如件、

在判

醍醐寺禁
制

慶長拾九年十月日

板倉伊賀守

伊勢ノ御
家康ノ父
師家ノ詛
子ヲス

○十一月六日、園城寺僧徒本覺坊某照高院興意法親王等、大坂ノ爲メニ、
徳川氏ヲ咒咀スト告グル條、八二八頁、明良洪範ノ次、

〔岩淵夜話〕

三

伊勢此御師戸部太夫事ハ、太閤已來秀頼公の代ニ至リ候迄の御師之左ハ傍々、大坂御陣之節、御當家御父子様を調伏致候との趣相知レ候ニ付、其節の山田奉行日向半兵衛、中野内藏之丞兩人方ハ吟味を遂候所ヨ、實正ニ付、家内闕所ヨ申付、其身をハ牢ニ入置、御仕置之義をハ、いか可申付やと駿府へ相伺候處、權現様聞しめさせ夫レハ奉行共の心得違ニ有、無理ある申付様と被思召候、秀頼運送ハむらかき候やうニと有ル祈禱をするハ、戸部ニハ似合ハる事也、早く出牢申付、闕所ハる諸色をモ、無相違返ハ遣候様ニと被仰渡候由也、

○十一月十一日、家康、藤堂高虎、本多忠政等ニ命ジ、明日ヲ期シテ、軍ヲ天王寺ニ進メシムル條ノ綱文、藤堂高虎ノ下ニ「山内忠義」ノ四字ヲ加フ、○九

頁七

○同條、九〇七頁、
條首、

〔山内文書〕

以上

明十二日ニ天王寺迄可押出旨被仰出候條、藤和泉天王寺ニ陣取可被申候間、それを御請候、左右ニ兼々如御書出可被成御陣取候、恐惶謹言、

霜月十一日

山代 宮内

忠久(花押)

鈴木久右衛門

伊(花押)直伊

横田甚右衛門

玄(花押)松尹

瀧川 豊前

忠(花押)征忠

家康ノ山内
忠義ニ天
王寺進出
ヲ命ズ

眞田隱岐守

正(花押)○信

城 和泉守

正(花押)○昌

初鹿傳右衛門

昌(花押)○昌

松平土佐守殿

御陣所

○十一月十三日、幕府、軍勢濫妨ノ禁制ヲ攝津西宮等ニ掲グル條、九五條末

〔住吉社記錄〕

行幸部廿六將軍參詣附

元和九年八月、征夷大將軍源秀忠朝臣、同家光

朝臣詣當社、先是慶長十九年、征夷大將軍源家康朝臣、以神主館爲軍營、數日坐正印殿、仍賜軍勢禁札、其詞曰、

攝津住吉社禁制

禁制

攝津國

住吉

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、

一放火事、

一苅取田畠作毛事、

右於違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍如件、

慶長十九年

右八行五十三字、證印在慶長二字面、○本書日時ヲ闕クト、雖モ、便宜本條ニ附載ス、

○十一月十四日、本多正信、二條城ニ抵リ、家康ニ謁スル條、九五條末、

〔附錄〕

〔慈性日記〕 慶長十九年十一月十四日、二條城へ御禮ニ出候、

慈性家康ニ謁ス

第十二編之十六

慶長十九年

陣立見物

○十一月十五日、家康、二條城ヲ發シ、大坂ニ向フ條、三頁、義演、准后日記ノ次、
〔慈性日記〕慶長十九年十一月十五日、早天ニ大佛ヘ大御所様御陣立見物
ニ參候、

○十一月十七日、秀忠、平野ニ陣スル條、三一頁、春日社、司祐範記ノ次、

〔歷代古案〕七

去十四日之次、飛脚御狀、同十七日夜中上着拜見仕候、則我等者ニ爲持御
陣所ヘ相届候事、

一將軍様同日ニ伏見より御出張、平方御泊、十七日ニ平野御本陣ニ御座
候事、

一悉道筋家致放火候間、多分野陣ニ有御座候、然間次飛脚難成候事、

一南都筋者、殊之外廻ヨク御座候得共、御泊宿御座候間、其筋可被成御越事、

一大坂之儀、定多兩御所様御出馬候間、落居程有御座間敷様ニ、名々ニ申事

秀忠平野
置ク

道筋ノ民
家ヲ燒ク

家康重圍
ヲ策ス

ニ候、併寒天之儀候間、押詰御責候事被成間敷候由、御定ニ有候、付城被成
内ハ壹人も出不申様ニ被仰付、頓多御所様者御歸陣可被成様被仰出
候、其許不及申候得共、御留守無御油斷御尤ニ候、何後追多可申入候、以上
十月八日十八日○慶長十九年 板倉伊賀守

江戸御留守中

○十一月十九日、家康、蜂須賀至鎮等ニ命ジテ、穢多村ヲ襲ハシムル條、一

四頁、池田、取島、家譜ノ次、

〔箕浦勘右衛門軍功書〕

島根縣因幡國邑美郡

第一大區小壹區堀端町壹町目壹番邸

箕浦貞太郎

覺

一先祖勘右衛門儀、慶長五年、於播州姫路輝政様ニ被召出、
一輝政様御逝去以後、忠雄様ニ御附被成、

池田氏ノ
臣箕浦勘
右衛門

磯多村ヲ
偵察ス

磯多村ヲ
襲ハント
ス

蜂須賀至
鎮ノ軍
多村ヲ取
ル

助右衛門
取ル
番船ヲ乘

船場ニ
乗ヲナ
ス

國府津村
海岸ノ警
戒船ニハ
手形ヲ要
ス

補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月

二四〇

一大坂表兩年御出陣之御供仕、冬御陣之節、御陣場見分ニ罷出候處、磯多端之出城、前者大蘆原脇ハ大方乗場も能く候ニ付、夜中蘆原に鉄砲四五拾入置、夜明ケニ至打立候得者、城中不存寄騒動可致、其時乘入候ハ、必定御手ニ入可申与相考、惣方に遂相談候得共、乾平右衛門始メ、何れも同心故、無是非相止り、其夜阿波守様御陣に伺ニ罷出候處、何ぞ存寄共ハ無之哉と御尋被成候ニ付、今晝相談之趣申上候處、御笑被成、惣方不同心社道理ニ候へ、扱もうじき者哉、左様之事可申、早々歸りて休ミ候へ、殊之外寒く候間、是を着て寝よと被仰、御召被成候御小夜着御ぬき被遣、罷歸り候得共、余り残念ニ付、夜明時分、又見分ニ罷出候得者、阿州様内森甚太夫、磯多端之城を乗取、旗を押立、鉄砲繁く打立居候ニ付、扱も口惜き事哉、最早此儘ニある者歸らまじと、川筋のもかり二三本引えつし、小船ニ乗拔、敵を追懸候所、番船ハ打出し候鉄砲、左之足ニ當り、舳先より船中ニ打落され、又立上り、敵を追拂、番船を乗取候時、御使番衆御目附衆先程ハ小船ニある之働、殊ニ番船ヲ乗取候者誰成そと御尋ニ付、松平宮内少輔家來箕浦勘右衛門与申候へ者、見事成働ニある候、早々可達上聞与御申被成候、

其夜阿州様ハ被召寄、夜前其方見分之通御手ニ入、御満足ニ思召候、其方儀、今日之働、感思召候とて、宇多國久之御脇指被下、從權現様御感狀頂戴仕候、

一同所仙波城に壹番乗仕、敵之旗を取り指上、早速權現様に被獻候處、敵之旗御手ニ入候とて、無大形御機嫌ニ思召、早々御陣に御張被遊候由、依之從忠雄様爲御褒美、鳥毛御羽織并ニ黄金拜領仕候、○下略、家康及ビ池田、リ、十二月二十四日及ビ元和元年四月、月十二日ノ條所收箕浦文書ニ同シ、

○同條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、一四一頁、

幕府、東海道沿岸ノ諸村ニ令シテ、海路往來ノ監視ヲ嚴ニセシム、

〔相州文書〕

足柄下郡國府津村民幾右衛門所藏

指上申一札之事

一今度大坂御陣ニ付、（付候方）と舟留被仰、（付候方）□□地舟之儀、何方へ罷出候共、御手形とり候て出し可申、若無手形して出シ候ハ、急度曲（事可方）□□被仰付候事、

補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月

二四一

旅舟ノ檢

船ニテ脱
走スルモ
ノヲ禁ズ

夜中船具
ヲ家ニ取
リ入ルベ

漁船ハ日
歸ニスベ

補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月

二四二

一 旅舟參候者能々相改、早々可申上候若不申上りくし置候者、急度曲事可被仰付候事、

一 海道通我等共之所ニ宿をかり候て、舟にて欠落爲致申間敷候、若むとり、舟にてうけおち申候ハ、曲事可被仰付候事、

一 御陣之内、舟之道具、夜中ニハ家之内ニ取入置可申候、若そとニ取せてをき候て、舟ぬせぬ候ハ、曲事可被仰付候事、

一 あぬ舟の儀者、其日歸ニ可仕候、何方此とあとも付置候ハ、一夜も逗留致申間敷候、若何方のミあとも付置、一夜も逗留致候ハ、何様も曲事可被仰付候事、

右之分一札申上候故ハ、何様も御法度被仰付候とも、御恨ニ存間敷候、爲後日一札指上申候、仍如件、

刁十一月十九日

〇十一月二十三日、家康毛利氏ニ江口築堰ヲ命ズル條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、一八六頁、

秀忠ノ願文

秀忠、願文ヲ攝津高津神社ニ納メテ、戦勝ヲ祈ル、

〔高津神社文書〕

高津宮

敬白

奉祈願之事、爲逆徒退治、太刀一

腰奉納神殿、於彌靈驗正者、社頭

光榮可令之狀如件、

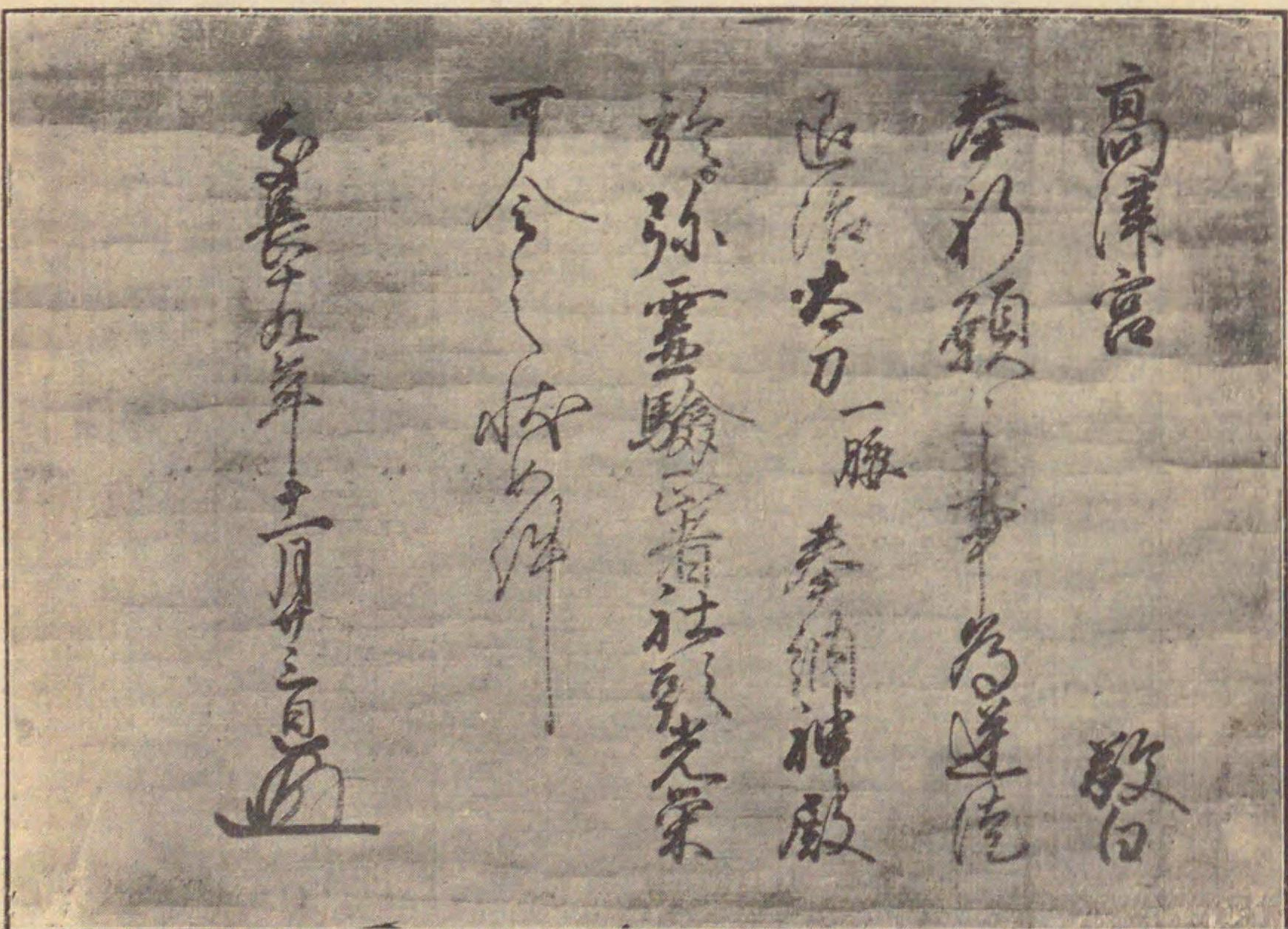
慶長十九年十一月廿三日(花押)

忠〇秀

〇十一月二十七日、家康、大砲ヲ

和蘭ニ徴スル條、四二九頁、

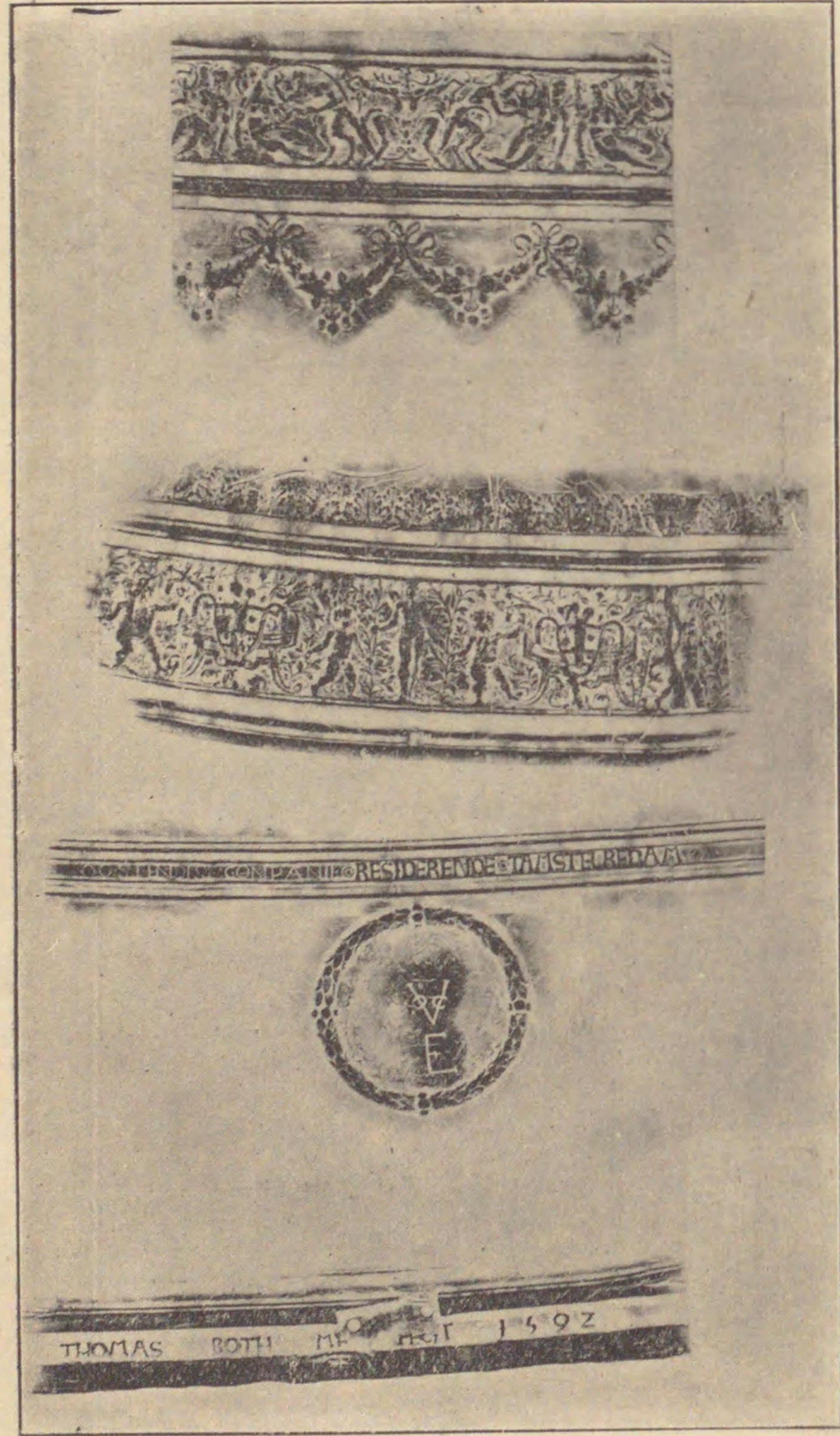
〔遊就館備品大砲銘〕



補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月

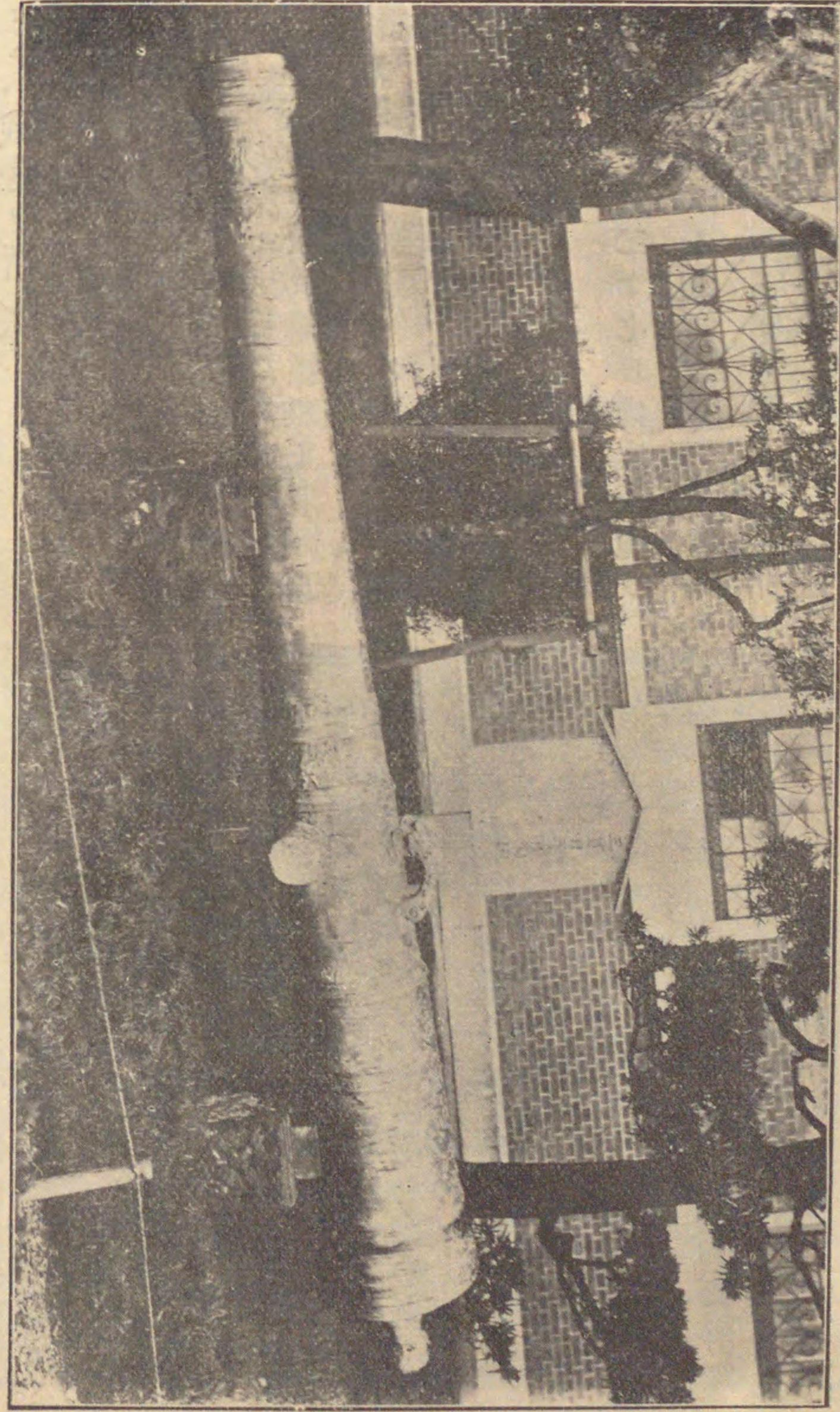
二四三

補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月



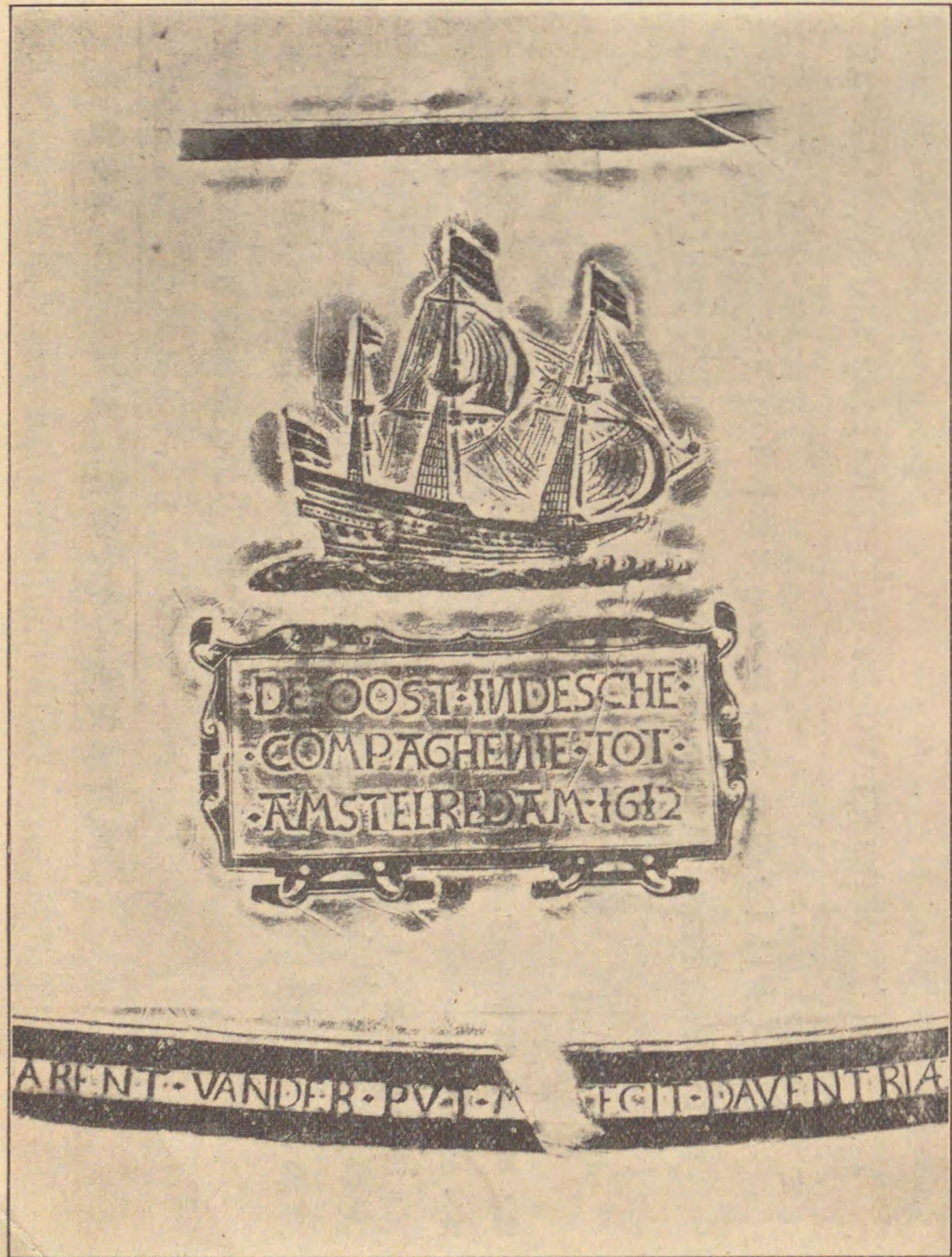
二四五

補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月



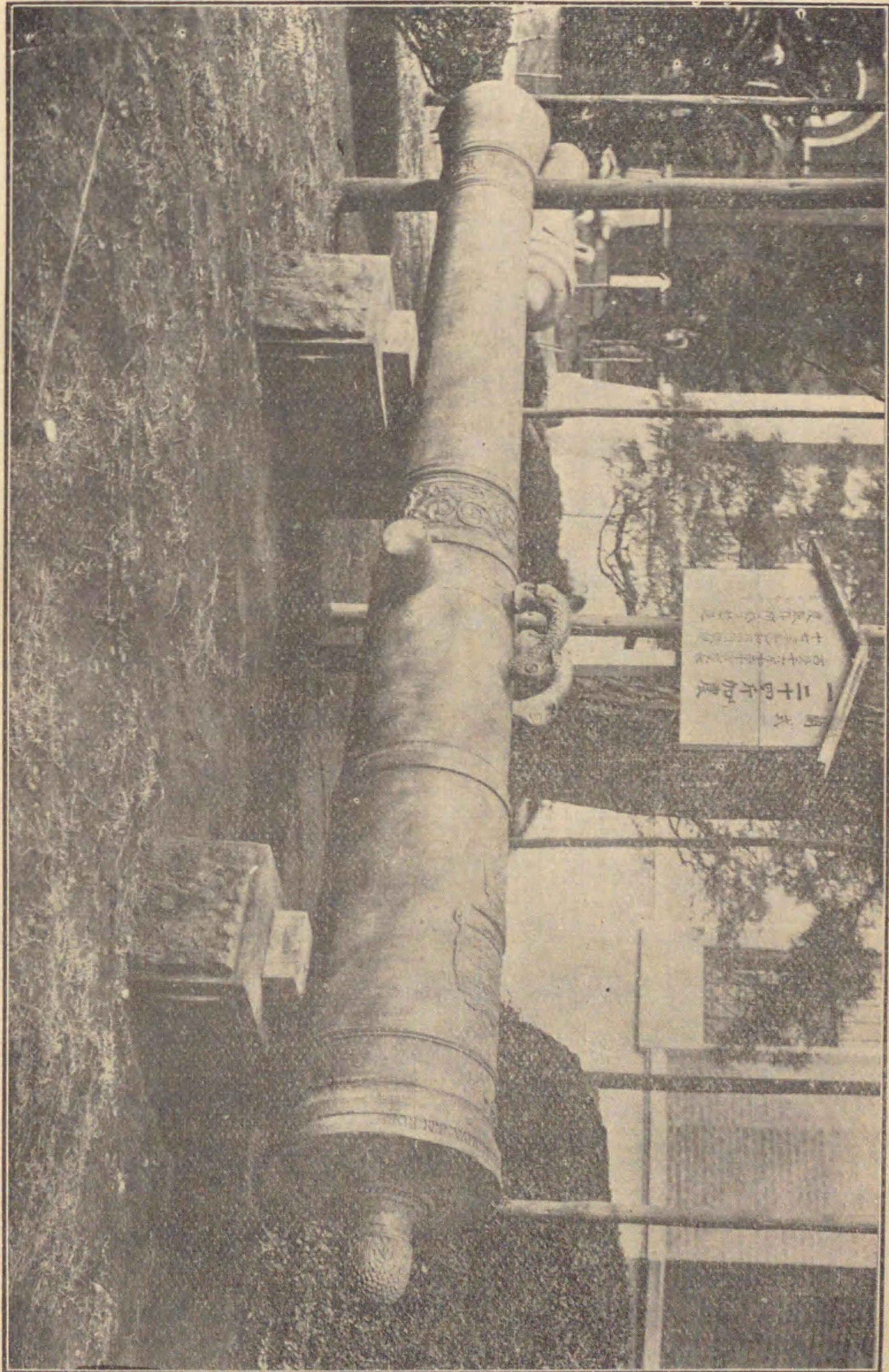
二四四

補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月



二四七

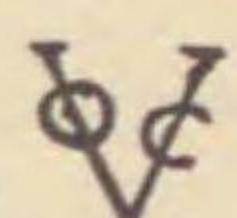
補遺 第十二編之十六 慶長十九年十一月



二四六

OOST INDISE COMPANIE. RESIDERENDE. TAMSTEIREDAM

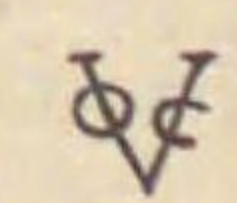
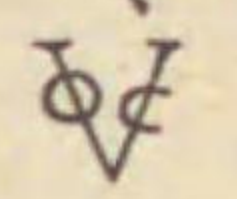
(右譯文)アムステルダムに存在する東印度會社


E

THOMAS BOTH ME FECIT 1592

3140

(右譯文)トマス・ポット予を作りたり、一五九二年、○文祿元年

○此砲、砲口ニハ人物及ビ花卉ヲ刻シ、OOST云々ノ銘ト、Eノ銘ハ其中央部ニマ
リ、ハ東印度會社ノ徽號ニシテ、Vereenigde Oost Indische Compagnieノ略ナリ、Eノ文
字ハ番號ヲ示ス徽號ナルベシ、THOMAS云々ノ銘ハ其底部ニアリ、此銘ノ長方形ニ削
レル部分ニハ、忠兵衛作ノ文字ヲ刻セリ、

DE. OOST. INDESCH. COMPAGHENIE. TOT. AMSTERREDAM. 1612

(右譯文)アムステルダムに於ける東印度會社、一六一二年、○慶長十七年

3680

ARENT. VAN DER. PVT. M(E. F)ECIT. DAVENTRIJÆ

XI

(右譯文)アレント・ファン・デル・ピユット、ダフエンテルに於て、予を作りた
り、

○此砲、砲口ニ唐草模様アリ、三本櫓ノ帆船ト、DE云々ノ銘ハ中央部ニ、ARENT云々
ノ銘ハ底部ニアリ、

○十一月三十日、脇坂安元、石火矢ヲ家康ニ獻ズル條ノ次ニ、左ノ一條ヲ
加フ、五四二頁、

福島正勝、書ヲ大坂城中ニ送り、和議ヲ勸ム、

[大坪文書]

○福島家
舊藏文書

御書致拜見候、大夫江戸ニ在仕ニ付て、拙子儀、此表致參陣候、諸手御人數取
卷之躰も、此者見及可申候、兎角御無事ニ被成御尤ニ奉存候、猶大野修理、半
井蛛庵可被申上候、恐惶、

十一月卅日

秀頼様 ○本書署名ヲ認メ、茲ニ雖モ、文意ニヨリ、
正勝ノ案文ト認メ、茲ニ雖モ、文意ニヨリ、

福島正勝
ノ秀頼ニ
贈リシ書
狀

御ふとくさされ、くましくおいけんいさし候さへもんの大夫、ゑどにはり
りあるにほいて、まれら事、此おもて御ぢんこたちり、御ぶじにありまい
らせ候やうにまかるるゑくせんしり、そのむきよくく御ふんぢつあさ
れ、ひてよまさぬへおうせ候事、かんぢうにせんしさてはつり候、いさいハ
大のまゆり、あうらいちうあん申あけらるべく候、めてさくト。

十一月卅日

らち(て) 申給へ

秀頼様之御書拜見御報申上候、御兩人御狀之通委拜見申候、左衛門大夫
江戸ニ在仕ニ付、拙子儀、此表致參陣候、此時ニ御座候間、忠儀可仕候旨被
仰聞候、兎角能御分別候て、御無事ニ被成尤ニ存候、とても秀頼様御さめを
被思召候、蒙仰事ニ候間、是非く達、御異見被仰上、御無事ニ調候様ニ
肝要ニ存候、猶三人之もの共方、可申上候間、不能詳候、恐惶、

十一月卅日

大野修理様

半井蜘蛛様

御懇書致拜見候、

一大夫儀、江戸ニ在仕ニ付、備後守此表致參陣候、御書之趣御報被申上候、
一此時ニ御座候條、可被致御忠儀之旨被仰聞候、大夫江戸ニ親子三人被相
詰、其外家中者せられ共詰申儀候、又今度備後守供仕罷上候、うしら分之
もの人、まちも悉進上申事候、とくまゆり殿、ちうあん、秀頼様御さめを
御のうまき事ニ候、達、御いけん被仰上、御無事ニ相調、秀頼様は、ダ
御さあく候へ、行末迄も可目出と奉存候、諸方御人、數取卷之躰ハ、御存
之前候、今御無事ニ被成御尤ニ存候、備後守若輩と被思召候者、大夫をも
被加召、御無事之御調略可然候哉、御由斷被成ぬしく候、恐惶、

福島

丹後守

尾關

石見守

十一月卅日

長尾

隼人佐

大野修理様
半井蛛庵様

大さく御城へ之御返事のみとらき

○家康竹中重利ヲ江戸ニ之カシメ、福島正則ヲ諭シ、江戸ニ留マリ、其子忠勝ヲシテ軍ニ會セシムルコト、十月八日ニ、マタ竹中重利ヲ安藝備後ニ遣シ、忠勝ヲ促シ、兵ヲ率キテ大坂ニ會セシムルコト、十月二十一日ニ、各、其條アリ參看スベシ、

池田玄隆
大井樓ヲ
築ク

○十二月一日、池田玄隆^{利隆}等、進ンデ天満ニ入ル條、^{五六〇頁、武功雜記ノ次}

〔長澤聞書〕 寄せ衆の内大せいらう被上候ハ、備前の武州殿、大坂天満八間屋の前川中ニ、一夜の内ニ五重此せいらう上らま候、大坂町をま落し候様よ被成候事、其せいらう内ノ塀の間ハ二十四五間程ならてハぬく候、天満口ニてハ、敵味方互よ物語致居申候、

戸渡太郎
右衛門

書採集文
書ノ前

〔井伊家文書〕

○上略、元和元年五月
六日七日ノ戦ニ係ル、

一去年極月四日之儀、ゐい下ニつき申候、川野六兵へと一所ニ居申候間、六兵へ御尋被成へく候、各堀の上申候間、我等もあうり申候へハ、右京殿馬ある^(計五)許見え申候間、とつてうへへ申候へハ、右京殿ておい被成候間、我等ひきのけ申候、右京殿御お不へ可有候事、
右之趣御取成奉頼候、

八月廿一日

木保右京殿 參

戸渡太郎右衛門(花押)

宇津木武
兵衛

上 宇津木武兵衛

乍恐言上仕候、

六〇上略、元和元年五月
六日七日ノ戦ニ係ル、

一 去年四日ニ、吾いへのり申候と存鑑を持、内山次右衛門と一同ニ堀へを
りむらゐ、土居へ付罷有所ハ、木村久太夫、水嶋善左衛門、拙者一所ニ罷有
候、ミあゝあけ候へ共、拙者ハ不りそニ罷有候處ニ、岡本半助參、御意
よてあけ候とさく理り申ニ付て、人跡ニあけ申候、
右何も證人御座候、可然様ニ御披露所仰候、以上、

卯 九月五日

宇津木武兵衛(花押)

木保右京亮殿

御合戦之時足輕衆仕合之覺

六〇上略、元和元年五月
六日七日ノ戦ニ係ル、

一 去年四日之仕合、三日之夜、我等當番ニ御座候、四日之未明ニ替衆參候
間、足輕衆ハ返し申、某者、岡本半介御使ニ被參、虎口を先へ出候へ由、御
意ニ候間、當番衆致同道、先へ參候處ニ、其ヲ越前衆見被申、人數を出し、又
我等共罷有候より先へ被參候ニ付、傍輩衆又先へ出被申候條、某申様

ニ、無御下知候間、無用之由申、様々留申候へ共、罷成、そで堀きと迄參
候間、不及是非、堀を越、向之尺きとへつき申候處へ、水上伊右衛門と申足
輕、尺きと迄迄き、うち死仕候、其子二人御座候、某ふち仕候、同平塚茂右衛
門、小林舍人、山本市左衛門と申足輕堀そこ迄參、鑊炮うち候由申候、某ハ
見不申候、宇津木武兵へニ斷うち候由申候、其場ニ舍人ハ鑊炮手負申
候、將又堀を上り申候事者、宇津木治部右衛門某惣之跡ニ上り申候事、
右之様子、少も偽不申上候、委御せんさく被成候様ニ御披露所仰候、

九月十日

脇五右衛門

木保右京殿

書上申候覺

一 去年大坂御陣、極月四日御えと本ニ御座候、御先手より申候由ニ候
間、急こくち場へ參り、堀きとにて、敵とも詞た、うい申候、不りそこへ參
候處ニ、さく物さくニ、うり候をまつし申候所を、手おい申候、然所へ牢
人衆をばうと申人、矢田甚藏、兩人被參候、我等ニ詞けらる候つる、則

せがうの其場ニ打死被仕候、矢田罷有候様子御尋可被成候、其時岡本
半介御使ニ被參、我等様子御らんじ被成候、皆々被及見候間、御不審ニ
いてハ、何も御尋可被成候事、○下略、元和元年五月
六日、七日ノ戦ニ係ル、

卯 八月廿七日

小幡孫二郎(花押)

岡本半介殿

石原金左
衛門

乍恐申上候事

○上略、元和元年五月
六日、七日ノ戦ニ係ル、

一去年極月四日ニハ、内山次右衛門と同前ニ、急いきまへ着、弓二つい申候、
三つめ之時、石ニ多弓はる打きらま申候、次右衛門ニ相理、弓をり可申と
申候へ共、ちや城へのり申様ニ御座候間、てきまかとのハ不存、せてやり
壹帳取、弓と持そゑ罷有、人あとなあげ申候、次右衛門をて申候共、右京被
存候間、御尋被成可被下候事、
右之趣御披露所仰候、さゝる儀無御座候間、申上間敷と奉存候へ共、いつ
とも書付上申由承候間、如此ニ候、

九月三日

石原金左衛門(花押)

木俣右京殿

川手新左
衛門

覺へ

○上略、元和元年五月
六日、七日ノ戦ニ係ル、

一去年極月四日ニハ、小泉加兵衛、後藤二郎右衛門、兩人堀底迄付申候、乍
兩人尺きりニ多、鑊炮打申候、其上小泉加兵衛手負申候、向の尺きりニ多、
乍兩人鐵炮打申候事ハ、淵底右京可被存候、此外堀をち迄參候者、山崎茂
平、坂口七右衛門、平尾左太郎、脇田兵内、松本與三衛門、水谷助右衛門、市川
喜兵衛、堀をちまで參拙者手負申候ヲ引のけ申候事、
右之趣宜御披露所仰候、

九月七日

川手新左衛門

木俣右京殿

爲成(花押)

覺

六〇上略、元和元年五月六日、七日ノ戦ニ係ル、

一 去年四日ニ堀向土居へ拙者付候時、三日之夜番よて、四日之あつたき替りニ仕、陣屋へ足輕共返し申、五人召連、すくニ參候、内三人つゝき、此内壹人手おい申候、手前之者ハ、二人手おい、壹人討死仕候事、残り足輕共ハ、八人不りえさへ跡よりえやく參候事、并御仕寄之内、拙者番替りあしよ、毎夜詰申候間、何あミ御仕寄之御番之外ニ、足輕共十人つゝ、召連參ニ付て、自余ニ相替り、拙者同心共不存をり仕候事、

卯 九月朔日

宇津木治部右衛門(花押)

木俣右京亮殿

功〇中略、元和元年五月七日ノ戦ニ係ル、
アリシ足輕ノ氏名ヲ載セタリ、
刁之

霜月四日ニ堀へ參候足輕

同四日ニ不りえさへ參候足輕

後藤長右衛門

坂本五左衛門

小林角助

澤堀喜右衛門

手おい申候柴田惣十郎

米本奎右衛門

以上三人

左藤勘右衛門

森戸才次

河端半七

萩原清助

村田新藏

以上八人

乍恐言上仕候

六〇上略、元和元年五月六日、七日ノ戦ニ係ル、

一 去年四日之仕合ニも、最前ニ堀向土居へ付申候、可申上儀ニ無御座候へ共、鎗銃炮もさせ參候へハ、向土居ニあも銃炮打申候、のけ申候時、人手ニ罷有、其上不りえさニ罷残り、敵るいへあかりざいを持下知仕候處を、打をとし申候、向土居ニてもものき候ても、不りえさニ罷有りうち申候、又

田口郷右衛門討死仕候間跡ニ罷有引取申候、うやうよ申上ニ不及儀ニ候得共、何之引別御座可有候間申上候事、

一大筒之場へ水野監物殿御出候時、竹たそへ火付申候時、拙者請取之場ニ無御座候へ共、くるしく御座候間、竹たそへあがりけし申候、鉄炮敵よりさいけんあくうち申候付て、何も數多雖罷有共、火けし申候衆四五人御座候、小笠傳兵衛も拙者そそにてうとま申候事、

一泰安様政〇直へ御奉公申候内、今度共ニ五度ニおよび、とまへへ罷出、一度もあゆひりき不申候、其外ニも少之事ニもそつと不申候様ニ、只今迄心懸申候處ニ、今度角之丞不寄存儀申候、御せんさく被成可被下候事、
右之旨御披露所仰候、恐惶謹言、

宇津木治部右衛門

八月廿日

泰繁(花押)

木保右京亮殿

〇同條、七一五頁、見開書ノ前、

南條中務
總ノ臣進下

同進高清

〔伯耆志〕

會見郡ニ

箕村

進氏

私稱

當家往古ハ、河西坂中村長者原と云ふ地ニ住居し、本姓紀氏にて、數代の豪家なり、〇中同年八年天正九月、進下總

同帶刀、帶刀ハ八幡村相見氏南條氏ニ屬し、河村郡小鹿谷山ニ陣して、吉川勢と戦ふ、民諺記成季の子成時赤松兼太郎と云ひ、後進伯耆守と號し、事蹟傳えらば、慶長九年二月七日死を、大昌院空巖宗俊大居士と謚を、灘村ニ墓

あり、播磨大田城の赤松氏ニ亡ふ、此後南條元忠の臣ニ進遠江あり、右の下總ノ族なすへし、下總ハ、慶長十九年、元忠大坂にて滅亡の後、何所ニ死せしや、高野山中性院の過去帳、元忠の臣二十六人の法名の中ニ、東海常春信士進下總とあるよし、民諺記ニ見えと、上云ふ如く、當家進と稱せられとも、進氏の胤ふあらを、或ハ此右の族の中ニ、却て正統あるよや、穿鑿せへき事なり、

〔伯耆志〕

會見郡三

八幡村

相見氏

私稱

略

〇中

其高

治子

越中

守高

清南

條

氏ニ屬し、關原ニ從ふ、慶長十九年、南條氏滅亡の時、大坂城中ニ自殺す、箕村傳ハ見へたる進下、其弟忠左衛門ニ三男あり、長ハ帶刀と號す、天正八年九月、南條氏ニ屬し、河村郡にて吉川勢と戦ふ、元和元年五月五日、大坂ニ戰

死す、○他ノ二子略ス、

○十二月七日、寺澤廣高等、茶白山ニ抵リ、家康ニ謁スル條、七六九頁、條末、

〔附録〕

〔安井文書〕

寺澤志摩守家來書狀

猶以、連判之衆、早々御あ洩り候て、殘小百姓をも、急度可有御直候旨ニ候、以上、

態申入候、

寺澤廣高等ノ家老等トシテ本多正信等ニ告グ

一各連判之書付之儀、佐州様、上州様へ懸御目、様子具ニ申上候處ニ、小百姓迄不殘急度あ洩り候様ニ可被仕由、一段尤ニ被思食候其段懇ニ可被仰上之旨ニ候間、可有其御心得候、

一只今之御陣取衆被成御陣替候者、藏之ぬし、御請取候て、重多御陣衆ニ御ウし尤ニ候、

一昨日直談如申候、連判之衆先少も急小屋御かけ候て、御在付可然存候、若御用候者、何時も可參候、恐惶謹言、

十一月晦日

岡嶋二郎兵衛○寺澤廣家臣

宗 因 老

五兵衛殿

小左衛門殿

御年寄衆中

○十二月八日、家康、上方奥州ノ外様諸大名ニ、各銀百貫目ヲ給スル條、七七〇頁、當代記ノ次、

〔山内家四代記〕

佐○土 忠義公

御系圖之内ニ有之 右御陣之節○冬陣ヲ指ス、銀子貳百貫、御拜領之由、

○十二月九日、家康、藤堂高虎ヲ召シ、總攻撃ノ事ヲ議スル條、七八三頁、藤家忠勤錄

次ノ

〔土佐國蠹簡集〕

九

尙々、五郎兵衛、作左、甚左、先手仕寄番ニテ御座候、御狀をハ届可申候、左

山内忠義ノ銀子ヲ受ク

衛門助ハ、去春江戸ニおけんくじ仕相果申候、御すき之時分可懸御目候、以上、

御狀忝存候、自是可申入處ニ御報ニ罷成候、其以來不懸御目、御床敷存候、將又何方も仕寄、日夜不怠をおり申候事ニ御座候、御手前御同前よりへきと存事候、此方もえや不りきじへ二卅間之間へより申候、少御すき御座候ハ、此邊御見舞待存候、咄申度念願ニ御座候、暮ハむっしのものにて無御座候、一番参度候、其元ハ御陣取一段よきやう御座候、由御浦山敷存候、何様懸御目可申入候、恐々謹言、

桑彌次兵衛

十二月九日

(花押) ○桑名一孝、
戰死ノコト、
五月六日ノ條
ニ見エタリ、

森少助様 御報

尙々、被入御念示預過分存候、以上、

御狀過分存候、如何久不能面談、御床敷存候、彌次兵於御見舞者、可預御尋候、

仕寄ノ夜
難ノ苦

互々よりニ付、下之苦勞不及是非候、猶期後音書中申殘候、恐惶謹言、

渡勘兵衛

極月九日

(花押)

森少介様 御報

右二通、森關右衛門藏、凡十二通、今按桑名彌次兵衛吉成仕于長曾我部、監幡多府、秦主沈落之後、事於藤堂氏、慶長元和軍于大坂、五月六日、谷尾戰鬪、爲盛親授首、詳見史傳、此文書爲大坂陣中事也、無紛焉、渡邊勘兵衛亦藤堂之家士也、

○同日、家康、諸軍ニ令シテ、城中ニ大小砲ヲ連射セシムル條、七八四頁、略

〔譜牒餘録〕

二十五 井伊掃部頭附家臣

大坂御陣之時分、私曾祖父澤村角右衛門大筒之鍊炮ニ有、櫓塀悉打破申ニ付、御歸陣之上、於伏見御城、台徳院様御前に被召出、鍊炮目當被仰付、爲御褒美、御時服五拜領仕候、角右衛門惣領外記、并弟伊織同前ニ、於御前目當打爲

井伊直孝
家臣澤村
角右衛門
大砲ヲ放

御褒美、御時服三宛拜領仕候、

井伊掃部頭内

澤村角右衛門

大坂御陣之時分、私親大筒之鍊炮ニ有、櫓塀悉打破申ニ付、御歸陣之上、於伏見御城、台徳院様御前に被召出、鍊炮目當被仰付、爲御褒美御時服五、并私十歳之時、親同前ニ於御前目當打爲御褒美御時服三拜領仕候、

井伊掃部頭内

宇津木治部右衛門

○十二月十二日、吉野北山、熊野ノ土民蜂起シテ、大坂ニ應ズル條、八五二頁、按文

前ノ

〔十津川郷文書〕

和○大

且又北山一揆發候節、小野宗左衛門差圖を以、十津川郷ノ人數千余人ニ有、北山ノ責入、三拾六人生捕仕差上候御忠節を以、往古之通御年貢免許、右四拾五人ノ者に御扶持方被下來候由常ニ相極候、

十津川郷民北山一揆ヲ攻ム者免シ年貢ヲ給扶ス方者ニ給持ス

宇津木治部右衛門同上

○上下略、享保八年十一月附、會田伊右衛門書上、マタ寶永七年五月、辻彌五左衛門書上ニモ、北山一揆ノコト見エタレド、異事ナキニヨリ省ク、

〔十津川郷鎗役由緒家筋書〕

料○家傳史

和州北山之者共企一揆ヲ申ニ付、

大坂於御陣場ニ、十津川之者共ニ被爲仰付、小野惣左衛門様大坂表ヲ御引取被成、吉野郡川上口ノ御責入候、十津川之者共ハ、御差圖を以、人數千餘人ニ有、十津川口ノ責入、一揆之者共討捕、三拾六人生捕ニ仕差上申候事、御軍役ニ罷立候四拾五人ノ者共ニ者爲御褒美、米七拾八石七斗五升、御代々被爲下置難有頂戴仕候事、兩度之御上洛之時者、白革三拾枚宛獻上仕、上様に御禮奉申上、二條之御城北之御門番相勤申候事、○上略

○十二月十六日、家康、砲術ニ精シキ者ヲ擇ビ、城内ヲ砲撃セシムル條、九

八頁、附錄ノ首、

〔國友文書〕

請取申六本之鐵炮

合四拾三挺ハ

國友壽齋東軍ノタマニ鐵炮ヲ鑄造ス

右之者岡山にて、大坂御陣之時うけ取申候所實正也仍如件、

慶長拾九 刁

拾月廿二日

國友壽齋

加藤源四郎 印

第十二編之十七

慶長十九年

○十二月十九日、兩軍和議ヲ約スル條、一九頁、生間文書ノ前、

〔萩野由之氏所藏文書〕

猶以、歳暮之爲御祝儀、双樽一種被懸御意、一入賞翫仕事候、以上、
尊書謹る頂戴仕候、如被仰下候、拙者も御陣ニ取紛、以參上不申上候、御煩、
々々無御座之由、御見廻不申上、御無沙汰致迷惑候、隨る大坂も從城中御詫
言申、御赦免被爲成付る、若狹守殿御扱よて御無事ニ相濟候由申來候間、御
心易可被思召候、猶以面可得貴意候、此由可預御披露候、恐々謹言、

板倉伊賀守

極月廿二日

勝重(花押)

少貳殿門青蓮院跡坊官

○同條、二四頁、前田家大坂冬陣日記ノ次、

〔長澤聞書〕

大坂冬陣御扱成候義、御城玉藥兵糧米萬切候ニ、秀頼御一

補遺 第十二編之十七 慶長十九年十二月

二六九

城中ノ訛
言ニ依リ
赦免ス

大坂ノ和ハ
大藥ハ
欽乏セ

補遺 第十二編之十七 慶長十九年十二月

二七〇

八御腹めされ候に、諸勢御助被成候筈に取さし申候、若兵糧多くても、五里三里ふらして御付城四ヶ所にとふ被遊、大名衆を夫ふ御置、兵糧詰に被成候筈のやうに申候故也、其刻内より御使に被參候女中、松丸殿、ううそふすと申候、大坂文と申、らん長老書被申候由、

正 誤

十二編 之十二	十二編 之六	十二編 之三	頁	行	誤	正
一一	八六四	四一一		一一	九 割註ヲ削ル	
	見出シ	見出シ			駿河	駿河
	曉林	駿河			駿河	駿河
		勝林				
十二編 之十九	十二編 之十五	十二編 之十一	頁	行	誤	正
六一	八四六	八四一		一〇	梯	梯
見出シ	三	一五		梯	梯	梯
信行	梯	梯		梯	梯	梯
		信之				

大正七年三月二十日印刷
大正七年三月二十二日發行



編纂者 東京帝國大學

印刷者 印刷局

發行所 東京帝國大學 史料編纂掛

(電話下谷三十四番)

補遺 第十二編之十七 慶長十九年十二月

二七〇

人御腹めされ候に、諸勢御助被成候筈に取さし申候、若兵糧多くても、五里三里を遊ばして御付城四ヶ所にとふ被遊、大名衆を夫ふ御置、兵糧詰に被成候筈のやうに申候故也、其刻内より御使に被參候女中、松丸殿、ううそふすと申候、大坂文と申へ、うん長老書被申候由、

大正七年三月二十日印刷
大正七年三月二十二日發行



編纂兼
發行者

東京帝國大學

印刷者

印刷局

發行所

東京帝國大學
學文科大學

史料編纂掛

(電話下谷二十四番)

大日本史料
大日本古文書
既刊目錄
(大正七年三月現在)

大日本史料(豫約價各册金參圓)

第四編(鎌倉時代ノ内)

第一卷至第十五卷 後鳥羽天皇文治元年十一月ヨリ
仲恭天皇承久三年五月ニ至ル

十五册

第六編(建武中興及比南
北朝時代ノ内)

第一卷至第十五卷 後醍醐天皇元弘三年五月ヨリ
崇光天皇正平六年十二月ニ至ル

十五册

第八編(室町時代ノ内)

第一卷至第四卷 後土御門天皇應仁元年正月ヨリ
文明三年十一月ニ至ル

四册

第十二編(江戸時代ノ内)

第一卷至第二十卷 後陽成天皇慶長八年二月ヨリ
後水尾天皇元和元年五月ニ至ル

二十册

大日本古文書(豫約價各册金貳圓)

編年文書

第一卷至第六卷 大寶二年十一月ヨリ
寶龜十一年ニ至ル

第七卷(追加一)至第十一卷(追加五) 和銅寶三年五月ヨリ
天平勝寶三年五月ニ至ル

家わけ文書

第一高野山文書之一ヨリ八ニ至ル

第二淺野家文書

第三伊達家文書之一ヨリ十(追加)ニ至ル

第四石清水文書之一ヨリ六ニ至ル

第五相良家文書之一

第六觀心寺文書

幕末外國關係文書

第一卷至第九卷 嘉永六年六月ヨリ
安政二年三月上旬ニ至ル

附錄之一、二

六册

八册

十册

一册

一册

九册

二册



